

平成 27 年 度 総 会 議 案

と き 平成27年4月23日(木) 15:00～
と ころ ホテル札幌ガーデンパレス 2階 丹頂

総 会 次 第

1. 開 会 の 辞
2. 支 部 長 挨 拶
3. 議 案
 - 1) 平成26年度事業報告…………… 1
 - 2) 平成26年度決算報告……………15
 - 3) 会計監査報告……………18
 - 4) 平成27年度北海道支部役員改選(案)……………19
 - 5) 土木学会北海道支部規程一部改正(案)……………23
 - 6) 土木学会北海道支部内規の一部改正(案)……………27
 - 7) 土木学会北海道支部事務局長就業規則の一部改正(案)……………29
 - 8) 土木学会北海道支部事務職員就業規則の一部改正(案)……………33
4. 報 告
 - 1) 平成27年度事業計画……………36
 - 2) 平成27年度予算……………38
 - 3) 平成26年度土木学会選奨土木遺産認定経過報告……………40
 - 4) 平成26年度北海道支部功労賞選考経過報告……………41
 - 5) 平成26年度北海道支部奨励賞選考経過報告……………42
 - 6) 平成26年度北海道支部優秀学生講演賞選考経過報告……………46
 - 7) 平成26年度北海道支部技術賞選考経過報告……………52
 - 8) 平成26年度北海道支部地域活動賞選考経過報告……………56
 - 9) その他……………58
5. 表 彰
 - 1) 平成26年度北海道支部功労賞授賞
 - 2) 平成26年度北海道支部奨励賞授賞
 - 3) 平成26年度北海道支部技術賞授賞
 - 4) 平成26年度北海道支部地域活動賞授賞
6. 新・旧支部長挨拶
7. 閉 会 の 辞

公益社団法人 土木学会北海道支部

〒060-0061 札幌市中央区南1条西2丁目南一条Kビル8F

TEL011-261-7742/FAX011-251-7038

資 料

- 1) 北海道支部歴代支部長・副支部長・幹事長名簿……………61
- 2) 平成26年度北海道支部役員名簿……………63
- 3) 北海道支部規程……………67
- 4) 北海道支部内規……………71
- 5) 北海道支部災害緊急対応規則……………72
- 6) 北海道支部選奨土木遺産選考委員会規程……………74
- 7) 北海道支部功労賞授与規定……………75
- 8) 北海道支部奨励賞授与規定……………75
- 9) 北海道支部優秀学生講演賞授与規定……………76
- 10) 北海道支部技術賞授与規定……………77
- 11) 北海道支部技術賞候補募集要項……………78
- 12) 北海道支部地域活動賞選考委員会規程……………79
- 13) 北海道支部地域貢献事業規程……………80
- 14) 北海道支部地域貢献事業に係る資金に関する規則……………81
- 15) 北海道支部地域貢献事業に係る運営に関する規則……………83
- 16) 北海道支部賛助会制度……………88
- 17) 北海道支部賛助会員名簿……………89
- 18) 土木学会正会員（法人）および特別会員名簿（支部所属）……………90

平成 26 年度事業報告

1 総会・役員会等

- (1) 平成 26 年度北海道支部総会 (26. 4. 24 ホテルKKR札幌)
- 1) 平成 25 年度事業報告
 - 2) 平成 25 年度決算報告
 - 3) 会計監査報告
 - 4) 平成 26 年度北海道支部役員改選(案)
 - 5) 平成 26 年度事業計画
 - 6) 平成 26 年度予算
 - 7) 平成 25 年度土木学会選奨土木遺産認定経過報告
 - 8) 平成 25 年度北海道支部功労賞選考経過報告
 - 9) 平成 25 年度北海道支部奨励賞選考経過報告
 - 10) 平成 25 年度北海道支部優秀学生講演賞経過報告
 - 11) 平成 25 年度北海道支部技術賞選考経過報告
 - 12) 平成 25 年度北海道支部地域活動賞選考経過報告
 - 13) 表彰・功労賞授与・奨励賞授与・技術賞授与・地域活動賞授与
 - 14) 新・旧支部長挨拶

(2) 商議員会

平成 25 年度 第 2 回 (26. 4. 7 ホテル札幌ガーデンパレス)

- 1) 平成 25 年度事業報告及び平成 25 年度収支決算報告について
 - ・貸借対照表
 - ・会計監査報告について
- 2) 平成 26 年度事業計画及び平成 26 年度収支予算について
- 3) 平成 26 年度北海道支部役員の改選(案)について
- 4) 平成 26 年度本部役員候補者選考委員会の推薦について
- 5) 土木学会北海道支部事務局長の任期更新について
- 6) 平成 25 年度北海道支部功労賞、支部奨励賞、支部技術賞及び地域活動賞の選考について
- 7) 報告
 - ・平成 25 年度土木学会選奨土木遺産の認定について
 - ・その他

平成 26 年度 第 1 回 (27. 2. 27 ホテル札幌ガーデンパレス)

- 1) 平成 26 年度事業報告及び平成 26 年度収支決算見込み(仮)について
 - ・H 26 年度地域貢献基金の収支について

- 2) 平成27年度事業計画(案)及び平成27年度収支予算(案)について
 - ・H27年度地域貢献基金の配分(案)について
- 3) 平成26年度支部優秀学生講演賞の選考について
- 4) 委託契約書(案)について
- 5) 土木学会北海道支部規程の一部改正(案)について
 - ・支部活性化のための新規事業について
 - ・土木学会100周年事業の北海道支部における継続について
- 6) 土木学会北海道支部内規の一部改正(案)について・
- 7) 土木学会北海道支部事務局長就業規則一部改正(案)について
- 8) 土木学会北海道支部職員就業規則一部改正(案)について
- 9) 報告
 - ① facebook管理委託業務の委託契約書(案)について
 - ② シビルネット活動について
 - ③ 再計算後の平成26年9月末会員数に基づき算出した平成27年度支金額の部交付算出について
 - ④ 会員入退会について
 - ⑤ 北海道開発局との災害協定締結について
 - ⑥ その他

(3) 選奨土木遺産選考委員会

① 幹事会

第1回(26.5.13 支部事務局)

- 1) 100周年記念出版の件
- 2) その他

第2回(26.8.21 支部事務局)

- 1) 100周年記念出版編集について
- 2) その他

第3回(26.10.9 支部事務局)

- 1) 100周年記念出版編集について
- 2) その他

第4回(26.11.5 支部事務局)

- 1) 土木遺産カード原稿の最終確認について
- 2) 出版記念会について
- 3) その他

② 選奨土木遺産選考委員会

第1回（26. 8. 1 支部事務局）

- 1) 平成26年度北海道支部選奨土木遺産選考委員長、幹事長の選出について
- 2) 平成26年度土木学会選奨土木遺産支部選出委員について
- 3) 平成26年度事業計画
- 4) 平成26年度の北海道支部選奨土木遺産候補の推挙（2件）について
- 5) 委員会による「100周年記念出版」について
- 6) その他

第2回（26. 12. 10 支部事務局）

- 1) 北海道遺産の本（フロンティアに挑む技術）の出版について
- 2) 平成27年度土木遺産候補について
- 3) その他

(4) 支部奨励賞・優秀学生講演賞選考委員会（27. 2. 16 支部事務局）

- 1) 平成26年度支部奨励賞・優秀学生講演賞選考委員長の選出について
- 2) 平成26年度北海道支部奨励賞・優秀学生講演賞の選考について
- 3) その他

(5) 支部地域活動賞選考委員会（27. 2. 26 北海道庁 7階供用A）

- 1) 平成26年度支部地域活動賞選考委員長の選出について
- 2) 平成26年度支部地域活動賞の選考について
- 3) その他

(6) 支部功労賞選考委員会（27. 3. 6 ホテル札幌ガーデンパレス）

- 1) 平成26年度支部功労賞選考委員長の選出について
- 2) 平成26年度支部功労賞の選考について
- 3) その他

(7) 支部技術賞選考委員会（27. 3. 11 ホテル札幌ガーデンパレス）

- 1) 平成26年度支部技術賞選考委員長の選出について
- 2) 平成26年度支部技術賞の選考について
- 3) その他

(8) 平成26年度 会計監査（27. 4. 3 支部事務局）

(9) 全体幹事会

第1回（26. 4. 24 ホテルKKR札幌）

- 1) 平成26年度事業計画について
- 2) 平成26年度幹事の事業分担について

3) その他

第2回(27.2.23 ホテル札幌ガーデンパレス)

- 1) 平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画(案)について
- 2) 平成26年度決算(仮)及び平成27年度予算(案)について
- 3) その他

(10) 支部拡大幹事会(総務担当幹事・100周年実行スタッフ幹事)

第1回(26.11.18 ホテル札幌ガーデンパレス)

- 1) 今後の支部活性化について
- 2) 支部事業全般について
- 3) その他

(11) 総務担当幹事会

第1回(26.8.5 支部事務局)

- 1) 平成26年度各事業の実施計画について
- 2) 100周年支部事業企画案等について
- 3) その他

第2回(27.1.13 支部事務局)

- 1) 平成26年度各事業の実施報告について
- 2) 平成27年度事業実施計画(案)及び予算(案)について
- 3) その他
 - ・今後の100周年記念事業の継続について

第3回(27.2.13 ホテル札幌ガーデンパレス)

- 1) 平成26年度各事業の実施報告について
- 2) 平成27年度事業実施計画(案)及び予算(案)について
- 3) その他
 - ・今後の100周年記念事業の継続について
 - ・支部活性化事業について

(12) 論文担当幹事会

第1回(27.1.31 室蘭工業大学)

- 1) 運営・準備方法について
- 2) 次期委員及び担当部門について
- 3) 平成27年度の開催場所及び日程について
- 4) その他

第2回（27. 2. 5 メールによる会議）

1) 平成26年度優秀学生後援賞候補者の決定について

(13) 講演担当幹事会

第1回（26. 10. 28 メールによる会議）

1) 土木の日の講演会について（11月18日）

2) その他

(14) 講習担当幹事会

第1回（26. 8. 7 メールによる会議）

1) 次年度の講習について

2) その他

(15) 見学担当幹事会

第1回（26. 5. 23 支部事務局）

1) 平成26年度見学事業計画について

2) 平成26年度親子見学会の実施について

3) イブニングシアターの実施について

4) その他

(16) 広報担当幹事会

第1回（26. 5. 15 支部事務局）

1) フェイスブックについて

・シビルネット北海道の現状について

・フェイスブックの運用方針について

・フェイスブックに関する企画立案について

2) V I S T事業の実施内容の検討について

3) その他

(17) 学生広報委員会議（広報担当幹事）

第1回（26. 6. 27 支部事務局）

1) 平成26年度の活動内容について

・活動趣旨、活動内容とスケジュールの確認

・結果報告をHPにアップ、各学校にて報告会開催について

2) 平成26年度V I S I T（職場訪問）事業実施計画について

・日程、内容（学生広報委員としての活動）、役割分担

・各ブロックの現場見学箇所の選定

3) 本部100周年（2014年）支部事業について

・支部で企画している一般市民向け広報活動への参画

第2回（26. 10. 17 現場見学バスの中にて）

- 1) 今後のV I S I T事業の活動について
- 2) その他
 - ・第1回支部活性化について意見懇談会（学生の意見聴衆）

第3回（27. 2. 13 ホテル札幌ガーデンパレス）

- 1) 今後のV I S I T事業の活動について
- 2) その他
 - ・第2回支部活性化についての意見懇談会（学生の意見聴衆）

(18) 北海道タスクフォース（TF）会議

第1回（26. 4. 30 北海道大学工学部）

- 1) 防災講演会の函館開催について
 - ・開催時期、場所、配布資料等について
- 2) 予算・活動資金について
- 3) その他

第2回（26. 8. 21 北海道大学工学部）

- 1) 函館高専打ち合わせ結果について
- 2) 函館開催の防災講演会の企画（案）について
 - ・NCVの収録について
- 3) 次年度以降の活動について
- 4) その他

第3回（26. 12. 16 北海道大学工学部）

- 1) 函館開催の防災講演会の開催報告について
- 2) 次年度以降について
- 3) その他

(19) 100周年記念事業実行メンバー担当幹事会

第1回（26. 8. 6 支部事務局）

- 1) 100周年イベント状況と実施報告書の取り纏めについて
- 2) 若手技術者交流サロンの企画・方針について
- 3) 支部活性化に向けた今後の活動について

第2回（26. 12. 9 KKRホテル札幌）

- 1) 若手技術者交流サロンの企画・方針について
- 2) 仮) 支部活性化WGの活動について

会議計：通常総会 1 回 商議委員会 2 回 委員会 6 回 会計監査 1 回 全体幹事会 2 回
事業担当幹事会 1 5 回 その他 7 回

2 支部行事

(1) 講習会

第 1 回（支部主催・土木学会 コンクリート研究委員会共催）

1) 題 目：コンクリート標準示方書「維持管理編」

2) 開催日：平成 2 6 年 6 月 1 7 日（火）

3) 場 所：北見工業大学

（北見市公園町 1 6 5）

4) プログラム：

コンクリート標準示方書「維持管理編」に関する講習

12:50～14:10 開会の挨拶及び改訂の概要・本編・標準 北海道大学 横田 弘

14:10～15:10 劣化現象・機構、事例 北見工業大学井上真澄

15:10～15:15 ダムコンクリート編の紹介及び閉会挨拶 北海道大学 佐藤靖彦

5) 参加人員：4 6 名

第 2 回（支部主催・土木学会 コンクリート研究委員会共催）

1) 題 目：コンクリート標準示方書「維持管理編」

2) 開催日：平成 2 6 年 6 月 2 4 日（火）

3) 場 所：函館工業高等専門学校

（函館市戸倉町 1 4 番 1 号）

4) プログラム：

コンクリート標準示方書「維持管理編」に関する講習

12:50～14:10 開会の挨拶及び改訂の概要・本編・標準 北海道大学 横田 弘

14:10～15:10 劣化現象・機構、事例 函館高専 澤村秀治

15:10～15:15 ダムコンクリート編の紹介及び閉会挨拶 北海道大学 佐藤靖彦

5) 参加人員：3 7 名

(2) 映画会

北海道イブニングシアター（支部・土木技術映像映画委員会主催）

第 1 回（5 回目）

後援：北海道、札幌市、一般社団法人 日本建設業連合会北海道支部、公益
社団法人日本技術士会北海道本部

1) テーマ つながる・ひろがるプロジェクト

2) 開催日 平成 2 6 年 7 月 5 日（土）

3) 場 所 札幌駅前地下歩行空間 1 3 番出入口（北大通交差点広場（ビッセ側））

4) プログラム

18:00～18:05 開会挨拶

- 18:05～18:42 上映作品1 「青函トンネル」
18:45～19:30 上映作品2 「岩手一戸トンネル 世界最長陸上トンネルに挑む」
19:30～20:00 現況説明：独立行政法人 鉄道・運輸機構 北海道新幹線建設局
計画課長 湯澤 謙一郎
20:05～20:15 質疑応答
20:15～20:20 閉会挨拶
5) 参加人数 97人

(3) 年次技術研究発表会

- 1) 開催日：平成27年1月31日(土)～平成27年2月1日(日)
2) 場所：室蘭工業大学
3) 参加者：延人数1,013名
4) 発表件数：214件

(4) 土木学会北海道支部選奨土木遺産見学会

- 第1回 (支部主催、日建連北海道支部共催、NEXCO東日本(株)、小樽市水道局、国土交通省
北海道開発局小樽開発建設部 協力)
1) 題目：「港まち小樽のインフラ100年物語～4つの土木遺産と高速道路トンネル工事現場～」
2) 開催日：平成26年10月18日(土)
3) 見学場所：張碓橋、小樽港北防波堤、天狗山トンネル工事、奥沢水源地
4) 参加者：人数23名

(5) VISIT(職場訪問)事業

- 各地区合同開催
1) 開催日：平成26年10月17日(金)
2) 訪問先：R337 札幌大橋、R275新石狩大橋(開発局札幌開発建設部)、R275苗穂交差点(JR北海道)
3) 参加者：6名(北大1名、道科学大1名、北海学園大1名、苫小牧高専1名、函館工専1名、室工大1名)

(6) 札幌市生涯学習講座【市民カレッジ】

(支部主催、(一社)日本建設業連合会北海道支部共催)

講演 「トンネルを見るなら夜でナイト2」

コーディネーター

一般社団法人 北海道開発技術センター 企画部 原口 征人

講師 鹿島建設(株)北海道支店 佐藤 廣直

- 1) 開催日：平成26年7月15日(火)

2) 場 所：札幌市生涯学習センター

3) 参加者： 19名

現場見学

1) 開催日：平成26年7月17日（木）

2) 場 所：道道西野真駒内清田線（小林峠）トンネル新設工事

3) 参加者： 20名

(7) 100周年支部事業（支部主催、共催）

● 土木コレクション2014 in札幌 HANDS+EYES パネル展

1) 開催日：平成26年7月3日（木）～6日（日）

2) 場 所：札幌駅前通地下歩行空間7～9番出入口の間、10-12番出入口間

3) 見学者：10,670名（推定）

● 「どぼくカフェ」

ー土木や土木に関連する話題を発信し、土木の魅力について楽しく語りあう会ー

【目 的】：市民交流事業としてオープンな場で土木の魅力を楽しみ語りあう。

【話 題】：これからの都市を活かし・楽しむ

【日 程】：平成26年7月5日（土）

15：00-17：30（18：00-20：00にはイブニングシアターを共催）

【会 場】：札幌駅前通地下広場（北大通交差点広場東側（ビッセ側））

【内 容】：(プログラム)

- | | | | | |
|------------------|------------------------|-------------|----------------|------------|
| ① 開 | 会 | 15：00 | 司会者 | 真砂徳子氏 |
| ② 100周年記念事業について | | 15：00-15：10 | 司会者 | 真砂徳子氏 |
| ③ 土木コレクションパネル紹介 | | 15：10-15：20 | 司会者 | 真砂徳子氏 |
| | (休 憩) | 15：20-15：30 | | |
| ④ どぼくカフェトークセッション | | 15：30-17：00 | | |
| | ・コーディネータ： ●室蘭工業大学 准教授 | | | 有村幹治氏 |
| | ・パネリスト： ●札幌大通まちづくり株式会社 | | | |
| | | | 取締役統括部長 | 服部彰治氏 |
| | | | ●ドーコンモビリティデザイン | |
| | | | 取締役 | 澤 充隆氏 |
| | | | ●まほうの絵ふで | 主任講師 松本宏美氏 |
| ⑤ 閉 | 会 | 17：00-17：10 | 司会者 | 真砂徳子氏 |

【参加者】：101名

● 土木にまつわるDVD等の映像配信

1) 開催日：平成27年11月16日（日）～18日（火）

2) 場 所：札幌駅前通地下歩行空間（憩いの空間）

3) 見学者：2, 571名

● 東日本大震災学術調査成果普及講演会（支部主催・土木学会北海道支部・東北支部）

後援：国土交通省北海道開発局函館開発建設部、北海道渡島総合振興局
函館市、公益社団法人日本技術士会北海道本部

1) 題 目：東日本大震災学術調査成果普及

2) 開催日：平成26年10月18日（土）

3) 場 所：函館工業専門高等学校 大講堂
（函館市）

4) プログラム：東日本大震災学術調査成果

14:00～14:05 開会の挨拶 函館工業専門高等学校 岩熊 俊夫

14:05～15:50 津波の特徴と海岸・河川における被害の概要 東北大学 真野 明

東日本大震災の初動対応と課題 （一社）東北地域づくり協会 金内 剛

宮城県の上水道の被害・復旧状況と水辺環境の再生復興について 東北大学 後藤 光亀

15:50～16:00 質疑応答

16:00～16:05 閉会挨拶

5) 参 加 者：91名（教員を含む）

● 若手技術者交流サロン（支部主催・土木学会北海道支部）

1) 日時 平成27年1月31日（土） 15:00～17:00

2) 場所 室蘭工業大学

3) 次第

司 会 室蘭工業大学 古屋 温美

1. 開会

2. 挨拶 北海道支部長 太田 祐司

3. 実施要領説明 室蘭工業大学 古屋 温美

4. 情報提供（北海道の現状について）

5. ワークショップ

6. 結果の共有と総括

7. 閉会挨拶 北海道支部幹事長 羽二生 望

4) 参 加 者：48名

● 学年PTA参加型授業「みんなの暮らしの中にある橋」

1) 日 時：平成26年9月18日（木）AM9:40～11:35

2) 場 所：札幌市立和光小学校（札幌市北区北34条西7丁目3番2号）

3) 参 加 者：82名（児童59名、保護者23名）

●土木学会選奨土木遺産展（主催・土木学会北海道支部、北海道開発局）

- 1) 日 時：平成27年3月15日（日） 10：00～
平成27年3月19日（木） 19：00
- 2) 場 所：紀伊國屋札幌本店 1F 「インナーガーデン」
- 3) 参 加 者： 360名（推定）
- 4) そ の 他： 記念講演会開催（入場無料）
 - ・ 日 時：平成27年3月19日（木）
 - ・ 場 所：紀伊國屋札幌本店 1F 「インナーガーデン」
 - ・ 講 演：「先人の労苦を稔らせた土木遺産」
 - ・ 講 師：鈴木 英一（NPO法人 環境技術研究センター理事長）
 - ・ 参加者： 83 名

(8) 「土木の日」 および「くらしと土木の週間」 関連行事実施状況

日 時	行 事 の 内 容 等	参 加 者	実 施 場 所
7月31日	親子現場見学会	59名	札幌市白川浄水場送水管新設工事、定山溪ダム、北海道横断自動車道余市～小樽間建設工事（小樽市）
11月18日	<p>選奨土木遺産認定書授賞式と「土木の日」記念講演会 13:00～16:00 開会挨拶： 土木学会北海道支部 支部長 太田 祐司</p> <p>Part1 選奨土木遺産認定書授与式 これまでの選奨土木遺産 選奨土木遺産選考委員会 報告： 新釧路川（釧路市、釧路町） 松前港福山波止場（松前町）</p> <p>Part2 土木の日記念講演会 講演1 講演テーマ：北海道総合開発の新たな展開に向けて 講演：北海道大学公共政策大学院 特任教授 高松 泰</p> <p>講演2 講演テーマ：気候変動に伴う自然災害の減災に向けて～新たな形での公共事業による減災の可能性～ 講演：中央大学理工学部 教授 山田 正</p>	<p>140名</p> <p>140名</p>	<p>ホテルガーデンパレス 札幌2F「鳳凰」</p>

地方事業			
1)			
北見地方事業			
8月2日	①「おもしろ科学実験」(後援)	479名	北見工業大学
10月19日	②PRイベント・現場見学会(市民対象)(共催)	700名 25名	北見芸文ホール 近隣工事現場
11月5日 10、13日	③映画会(高校生対象)(共催) (3日間)「私たちの暮らしと土木」	53名	北見工業高校
11月12日 ～18日	④書道展(小中学生対象)(共催)	応募170点	NHK北見放送局 北見工業大学
2)			
苫小牧地方事業			
7月26日 ～27日	①体験学習(共催)	130名	苫小牧工業高等 専門学校
7月29日	②市民のための見学会(共催)	22名	日高自動車道、二風谷 ダム
10月18日 ～19日	③土木に関する展示(共催)	200名	苫小牧工業高等 専門学校
10月23日	④科学実験教室(共催)	350名	苫小牧市(イオン)
3)			
室蘭地方事業			
8月31日	①オープンラボ in 伊達(共催)	300名	伊達市防災セン ター
9月25日	②オープンラボ in 室蘭(共催)	200名	室蘭工業大学
10月4日	③河川環境学習体験フェスタ2014(共催)	200名	室蘭市内知利別 川
11月22日	④トラスコンテスト in 室蘭(共催)	70名	室蘭工業大学
11月6日	⑤エコツアー2014(共催)	16名	PCB情報セン ター、室蘭市青 少年科学館
4)			
函館地方事業			
8月9日 ～10日	①体験学習会(共催)	38名	函館工業高等学 校
10月18日 ～19日	②土木技術体験講座 土木技術紹介+「ドボクク イズ」	420名	函館市内近郊 函館工業高等専 門学校
11月15日	③橋を作ってみよう(共催)	11名	函館工業高等専門学校

(9) 刊行物出版

1) 論文報告集第71号 (CD-ROM)

①発行：平成27年1月

②発行枚数：250枚

(平成26年度年次技術研究発表会プログラム 400冊)

2) 最新刊 フロンティアに挑む技術者－北海道の土木遺産－

①発行：H26年11月20日

②発行所：(公社)土木学会

②定価：本体2600円＋税

事業計：講習会2回 映画会 1回

技術研究発表会1回 選奨土木遺産見学会1回

V I S I T (職場訪問) 事業1地区 札幌市生涯学習講座1回

土木の日行事 (見学会1回 選奨土木遺産認定書授賞式1回

記念講演会1回 地方事業4地区)

100周年支部事業7回 刊行物出版2回

3 広報活動

(1) ホームページの更新

(2) メールマガジンの配信

4 シビルネット活動

①シビルネット(北海道選奨土木遺産)カードの作成

- ・平成25年度までの選奨土木遺産32種のカード作成完了
- ・現地カード配置場所の依頼活動を逐次推進。

②SNS シビルネット北海道(Face Book)を利用した広報活動

- ・WEBサイトの管理・運営 (業務委託)
- ・支部幹事、会員からの投稿促進、連携他機関との情報共有及び投稿推進

5 「4学会連絡会」の発足

- ・本会は、土木学会、地盤工学会、地すべり学会、砂防学会の各学会北海道支部の代表者により構成され、4学会間の技術交流や各種連携について情報交換を図る場としてH27.4.1に発足した。(準備会をH27.3.10に開催)
- ・年1回の定例会を実施するほか、学会間の技術交流が必要な場合に適宜開催する。
- ・開発局との4学会合同協定(災害等に係る調査の相互協力に関する協定)を締結した。

平成26年度 収支決算（北海道支部）集計表（2/2）

単位:円

収支科目	H26年度決算 ①	H26年度 予算 ②	差 異 ①-②	平成26年度 決算 事業別内訳															法人会計	支部内部取引 消去
				公益目的事業																
				【公1】調査研究事業			【公2】講演会等事業			【公3】表彰・助成事業			【公5】広報・啓発事業				公益目的事業 共通	公益目的事業 合計		
				調査研究事業	公益受注事業	小計	行事事業	全国大会事業	小計	表彰事業	地域貢献事業	小計	広報啓発事業	土木の日事業	創立記念事業	小計				
II. 投資活動収支の部																				
1. 特定預金取崩収入	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(1) 退職給付引当預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 減価償却引当預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3) 支部運営積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) 支部記念事業積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 支部大会積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) 災害対応預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(7) 地域貢献資金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
投資活動収入計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1. 固定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 特定預金積立支出	(1,981,571)	(1,200,000)	(781,571)	(0)	(0)	(0)	(315,000)	(0)	(315,000)	(0)	(781,571)	(781,571)	(0)	(35,000)	(500,000)	(535,000)	(0)	(1,631,571)	(350,000)	(350,000)
(1) 退職給付引当預金支出	700,000	700,000	0	0	0	0	315,000	0	315,000	0	0	0	0	35,000	0	35,000	0	350,000	350,000	350,000
(2) 減価償却引当預金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 支部運営積立預金支出	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	-
(4) 支部記念事業積立預金支出	500,000	500,000	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	500,000	500,000	-	500,000	-	-
(5) 支部大会積立預金支出	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	-
(6) 災害対応積立預金支出	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	-
(7) 地域貢献資金支出	781,571	0	781,571	-	-	0	-	-	0	-	781,571	781,571	-	-	-	0	-	781,571	-	-
投資活動支出計 (E)	1,981,571	1,200,000	781,571	0	0	0	315,000	0	315,000	0	781,571	781,571	0	35,000	500,000	535,000	0	1,631,571	350,000	350,000
投資活動収支差額 (F) = (D)-(E)	△ 1,981,571	△ 1,200,000	△ 781,571	0	0	0	△ 315,000	0	△ 315,000	0	△ 781,571	△ 781,571	0	△ 35,000	△ 500,000	△ 535,000	0	△ 1,631,571	△ 350,000	△ 350,000
当期収入合計 (G) = (A)+(D)	20,065,385	20,276,000	△ 210,615	0	0	0	8,272,572	0	8,272,572	503,279	166,304	669,583	728,342	2,810,086	0	3,538,428	1,775,000	14,255,584	14,197,791	△ 8,387,990
当期支出合計 (H) = (B)+(E)	20,304,052	22,071,000	△ 1,766,948	0	0	0	8,279,849	0	8,279,849	253,883	1,169,180	1,035,454	728,342	1,787,997	500,000	3,016,339	1,775,000	14,106,642	14,197,791	△ 8,387,990
当期収支差額 (I) = (G)-(H)	△ 238,667	△ 1,795,000	1,556,333	0	0	0	△ 7,277	0	△ 7,277	249,396	△ 1,002,876	△ 365,871	0	1,022,089	△ 500,000	522,089	0	148,942	0	0
前期繰越収支差額 (J)	11,697,395	11,697,395	0	△ 1,088,585	0	△ 1,088,585	△ 5,437,404	89	△ 5,437,315	△ 4,370,319	1,002,876	△ 3,367,443	△ 100,000	873,327	△ 1,500,000	△ 726,673	9,685,842	△ 934,174	12,631,569	0
次期繰越収支差額 (I)+(J)	11,458,728	9,902,395	1,556,333	△ 1,088,585	0	△ 1,088,585	△ 5,444,681	89	△ 5,444,592	△ 4,120,923	0	△ 3,733,314	△ 100,000	1,895,416	△ 2,000,000	△ 204,584	9,685,842	△ 785,232	12,631,569	0

貸借対照表


平成27年3月31日
単位：円


科 目	残 高
I. 資産の部	
流動資産	11,567,975
現金預金	11,541,515
仮払金	0
立替金	0
未収入金	0
前払金	26,460
固定資産	12,438,647
特定資産	12,010,457
退職給与引当預金	6,599,868
地域貢献資金	781,571
記念事業積立預金	4,629,018
その他の固定資産	428,190
敷金	428,190
資産合計	24,006,622
II. 負債の部	
流動負債	109,247
未払金	81,011
預り金	28,236
借受金	0
前受金	0
賞与引当金	0
固定負債	6,599,868
退職給与引当金	6,599,868
負債合計	6,709,115
III. 正味財産の部	
指定正味財産	781,571
一般正味財産	16,515,936
正味財産合計	17,297,507
負債及び正味財産合計	24,006,622

平成27年4月3日

公益社団法人土木学会北海道支部
支部長 太田 祐司 様

公益社団法人土木学会北海道支部

監査役 山田 秀平 

監査役 早川 哲也 

監 査 報 告 書

平成26年度土木学会北海道支部一般会計について、関係書類の内容を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成27年度土木学会北海道支部役員改選(案)

※()は任期途中交代の前任者

支部長・副支部長	任期(27.5～28.4)	
支部長	岡田 恭一	北海道建設部技監
副支部長	古谷 恵一	北海道電力(株)執行役員土木部長
〃	清水 康行	北海道大学大学院工学研究院教授
商議員	任期(26.5～28.4)	
	大貫 浩幸	清水建設(株)北海道支店副支店長
	(蔵田 忠廣	清水建設(株)北海道支店副支店長)
	大木 康裕	飛島建設(株)札幌支店土木グループ土木部長
	(山岸 保	飛島建設(株)札幌事業部土木部長)
	西村 哲治	北海道電力(株)土木部土木企画グループリーダー
	◎吉田 徹	北海道旅客鉄道(株)工務部工事課副課長
	太田 祐司	(株)ドーコン執行役員交通事業本部副本部長
	熊谷 守晃	日本高圧コンクリート(株)PC事業部 取締役
	吉田 幸一	(株)西村組 執行役員専務
	◎☆清水 康行	北海道大学大学院工学研究院教授
	(蟹江 俊仁	北海道大学大学院工学研究院教授)
	石川 達也	北海道大学大学院工学研究院教授
	中津川 誠	室蘭工業大学院工学研究科くらし環境系領域教授
	早川 博	北見工業大学工学部社会環境工学科教授
	山崎 真一	国土交通省北海道開発局建設部河川工事課長
	岡田 恭一	北海道建設部技監
	坂倉 淑文	札幌市建設局下水道施設部長
	都築 保勇	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 北海道新幹線建設局次長
	(渡邊 修	鉄道建設・運輸施設整備支援機構) 鉄道建設本部 北海道新幹線建設局次長
	川村 和幸	荒井建設株式会社取締役副社長
商議員	任期(27.5～29.4)	
	斉藤 義浩	鹿島建設(株)北海道支店土木部長
	(桜井 孝男	鹿島建設(株)北海道支店土木部長)
	市橋 俊夫	大成建設(株)札幌支店営業部部長
	垂水 祐二	東日本高速道路(株)北海道支社技術部長
	(岩崎 信治	東日本高速道路(株)北海道支社技術部長)
	工藤 正彦	北海道電力(株)土木部土木エンジニアリンググループ

リーダー

- ◎菅原 登志也 (株) ドーコン交通事業本部構造部上席技師長
- 横田 弘 北海道大学大学院工学研究院教授
- 杉山 隆文 北海道大学大学院工学研究院教授
- 高野 伸栄 北海道大学大学院公共政策大学院准教授
- 木村 克俊 室蘭工業大学大学院工学研究科教授
- 澤村 秀治 函館工業高等専門学校社会基盤工学科教授
- 石田 悦一 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部長
- ◎熊谷 政行 国土交通省北海道開発局建設部道路建設課長
- 和田 忠幸 国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課長
- ◎山田 宏治 北海道建設部土木局河川砂防課砂防災害担当課長
- 飯塚 賢司 北海道建設部まちづくり局都市環境課長
- (岸 純太郎 北海道建設部土木局道路課長)
- 高松 康廣 札幌市中央区長
- 浜本 聡 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所寒地水圏研究グループ長
- 西本 聡 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所寒地基礎技術研究グループ長

○印は理事を兼ねる。

☆印は役員候補者選考委員会素案作成部会委員を兼ねる。

◎印は役員候補者選考委員会委員を兼ねる。

監査役 任期(26.5～28.4)

山田 秀平 (株) 大林組札幌支店営業部営業部長

監査役 任期(27.5～29.4)

上田 裕章 国土交通省北海道開発局港湾空港部港湾建設課港湾保安保全推進官

幹事長・副幹事長 任期(27.5～28.4)

幹事長 南部 泰藏 北海道建設部土木局河川砂防課長

副幹事長 山田 朋人 北海道大学大学院工学研究院准教授

幹事 任期(26.5～28.4)

種綿 順一 大成ロテック(株)北海道支社技術室

小松 正宏 東日本高速道路(株)北海道支社技術部技術企画課

(谷藤 義弘 東日本高速道路(株)北海道支社技術部技術企画課)

渡辺 浩明 北海道電力(株)土木部原子力土木グループ

(高辻 浩徳)	北海道電力(株) 土木部原子力土木グループ)
谷口 恵一	北海道旅客鉄道(株) 工務部工事課
(柏谷憲一郎)	北海道旅客鉄道(株) 工務部工事課)
木村 一郎	北海道大学大学院工学研究院
石井 一英	北海道大学大学院工学研究院
栗橋 祐介	室蘭工業学大学院工学研究科
木内 伸洋	北海道工業大学空間創造学部都市環境学科
(井田 直人)	北海道工業大学空間創造学部都市環境学科)
上浦 正樹	北海学園大学工学部社会環境工学科
(佐々木康彦)	北海学園大学工学部社会環境工学科)
館崎 真司	清水建設(株) 北海道支社 土木技術部
渡辺 暁央	苫小牧工業高等専門学校環境都市工学科
山崎 俊夫	函館工業高等専門学校社会基盤工学科
高橋 賢司	北海道開発局建設部河川計画課
(森田 共胤)	北海道開発局建設部河川計画課)
新田 和宏	北海道建設部まちづくり局都市環境課
(高橋 建成)	北海道建設部まちづくり局都市環境課下水道グループ)
前田 俊一	土木研究所寒地土木研究所寒地河川チーム
(丸山記美雄)	土木研究所寒地土木研究所寒地道路保全チーム)
高橋 尚人	土木研究所寒地土木研究所寒地交通チーム

幹 事 任期(27.5~29.4)

佐藤 廣直	鹿島建設(株) 北海道支店土木部
二階堂直樹	大成建設(株) 札幌支店土木営業部
金子 潤一	五洋建設(株) 札幌支店営業部
大村 宣明	(株) ドーコン水工事業本部河川部
小林 一人	(株) 構研エンジニアリング防災施設部
橋本 勝文	北海道大学大学院工学研究院
磯部 公一	北海道大学大学院工学研究院
▲有村 幹治	室蘭工業学大学院工学研究科
川口 貴之	北見工業大学工学部社会環境工学科
今 尚之	北海道教育大学教育学部札幌校
小幡 卓司	北海学園大学工学部社会環境工学科
葛西 敏行	北海道開発局建設部道路建設課
斉藤 伸也	北海道建設部土木局河川砂防課
滝田 哲也	北海道建設部土木局河川砂防課
茂木 秀則	札幌市建設局自転車対策課
矢野 伸弥	札幌市建設局総務部道路管理課
原口 征人	一社) 北海道開発技術センター

- ▲山田 菊子 東京工業大学理工学研究科（朝倉研究室）
- ▲田口 伸吾 （株）大林組土木工事部
- ▲早野 亮 （株）ドーコン交通事業本部防災保全部
- ▲猪子敬之助 札幌市水道局給水部工事課
- ▲大井 元輝 一社）北海道開発技術センター
- ▲木本 光則 （株）ドーコン交通事業本部交通部
- ▲岩田 圭佑 土木研究所寒地土木研究所地域景観ユニットチーム
任期(27.5～28.4)
- △羽二生 望 （株）ドーコン技術推進本部技術情報部

▲印は北海道支部活性化WG担当幹事

△印は北海道支部活性化WG担当幹事（前任幹事長枠～任期1年）

土木学会北海道支部規程一部改正（案）

昭和13年4月23日	制 定
昭和39年4月30日	一部改正
昭和47年4月28日	〃
昭和57年5月21日	〃
昭和62年5月26日	〃
平成9年5月27日	〃
平成11年4月30日	〃
平成23年3月18日	〃
平成23年6月17日	〃
平成24年5月11日	〃
平成27年5月15日	〃

（総則）

第1条 公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）細則（以下「細則」という。）第1条第2項第1号の規定により設ける北海道支部（以下「支部」という。）の運営に関しては、細則第4条の規定により、学会定款（以下「定款」という。）及び細則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（事業）

第2条 支部は、細則第2条第1号に規定する範囲において、定款第4条に規定する学会の事業のうち次の事業を分掌する。

- (1) 土木工学に関する調査、研究
- (2) 土木工学の発展に資する国際活動
- (3) 土木工学に関する建議並びに諮問に対する答申
- (4) 土木工学に関する図書、印刷物の刊行
- (5) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施
- (6) 土木工学に関する奨励、援助
- (7) 土木工学、土木事業又は定款第3条に定める学会の目的遂行に関して著しい貢献をしたものの表彰
- (8) 土木工学教育及び土木技術者教育への支援
- (9) 土木に関する啓発及び広報活動
- (10) 土木関係資料の収集・保管・公開
- (11) その他学会の目的を達成するために必要なこと

（支部役員）

第3条 支部に、次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 商議員 35名以内
- (4) 監査役 2名
- (5) 幹事長 1名
- (6) 副幹事長 1名

(7) 幹事 45名以内

(支部役員を選任)

- 第4条 支部長については、細則第3条第2項の規定に基づき、細則第13条の規定により支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）のうち個人会員（以下「支部個人会員」という。）から商議員会が候補者を選出し、支部総会の決議を得て理事会に諮るものとする。
- 2 副支部長は、支部個人会員から支部長が候補者を選出し、支部総会の決議を得て委嘱する。
 - 3 商議員及び監査役は、商議員会が候補者を選出し、支部総会の決議を得て支部長が委嘱する。
 - 4 幹事長については、細則第3条第3項の規定に基づき、支部個人会員から支部長が選任し、委嘱する。
 - 5 副幹事長及び幹事は、支部長が選任し、委嘱する。
 - 6 支部個人会員が理事又は役員候補者選考委員となった場合、着任日から商議員となるものとする。

(支部役員の任期)

- 第5条 支部役員の任期は、原則として次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。
- (1) 支部長 1年
 - (2) 副支部長 1年
 - (3) 商議員 2年 原則として毎年半数交代
 - (4) 監査役 2年 原則として毎年半数交代
 - (5) 幹事長 1年
 - (6) 副幹事長 1年
 - (7) 幹事 2年 原則として毎年半数交代
- 2 支部役員の任期は、支部総会開催の翌日からとする。ただし、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 支部長が欠けたときは、補欠を選任するものとする。この場合、その選任については、第4条第1項の規定を準用するものとする。
 - 4 支部長以外の支部役員が欠けたときは、原則として所属機関から補欠の推薦を受けるものとする。

(支部役員の報酬)

第6条 支部役員は無給とする。

(支部役員の職務)

- 第7条 支部役員は、次の職務を行う。
- (1) 支部長は、支部を代表し、支部会務を総括する。
 - (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行する。
 - (3) 商議員は、商議員会を構成し、支部会務について審議する。
 - (4) 監査役は、支部の会計を監査し、その結果を商議員会及び支部総会に報告する。
 - (5) 幹事長は、支部長及び副支部長を補佐し、支部会務を処理する。
 - (6) 副幹事長は、幹事長を補佐し、必要に応じて幹事長の職務を代行する。
 - (7) 幹事は、幹事長及び副幹事長とともに支部幹事会を構成し、幹事長及び副幹事長を補佐して支部会務を執行する。

(支部総会)

- 第8条 支部長は、毎事業年度終了後定時総会前に支部総会を開催し、また、必要に応じて臨時支部総会を開催する。
- 2 支部総会は、支部会員のうち正会員（以下「支部正会員」という。）すべてをもって構成し、

議長は、支部長がこれに当たる。

3 支部総会は、次の事項について決議する。

- (1) 支部の事業報告及び決算報告
- (2) 支部の規程等の制定及び改正
- (3) 支部長候補者
- (4) 副支部長、商議員及び監査役の選任
- (5) その他、支部運営に関する重要事項

4 支部総会は、支部正会員の20分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。

(商議員会)

第9条 商議員会は、支部長、副支部長及びすべての商議員をもって構成し、議長は支部長がこれに当たる。

2 商議員会は、原則として年2回以上開催することとし、支部長が招集する。

3 商議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 支部の事業計画及び予算
- (2) 支部長候補者の選出
- (3) その他、支部総会の権限に属するものを除く、支部運営に関する基本的事項

4 商議員会は、全商議員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。

(支部幹事会)

第10条 支部幹事会は、幹事長、副幹事長及びすべての幹事をもって構成し、議長は幹事長がこれに当たる。

2 支部幹事会は、原則として年2回以上開催するものとし、幹事長が招集する。

3 支部幹事会は、商議員会で決議された事業計画及び予算に基づき、支部会務を執行する。

(支部委員会)

第11条 支部長は、第2条の事業を行うため、必要があるときは、支部委員会を設けることができる。

(職場班)

第12条 支部と支部会員との連携を深め、支部運営を円滑にするため、細則第6条の規定により、支部に職場班を置くことができる。

2 職場班を置いた場合、細則第6条第2項の規定により報告するものとする。

(分会)

第13条 地域毎の支部会員の情報伝達を促進し、支部運営の効果を向上させるために、細則第5条の規定により、支部に分会を置くことができる。

2 分会は、分会の組織、運営等に関する基本的な事項を定める分会規約等を、支部商議員会の承認を得て制定するものとする。

(支部賛助会員)

第14条 支部の事業を円滑に運営するため、細則第18条第4項の規定により、支部に賛助会費を納入するものを支部賛助会員とすることができる。

2 支部賛助会員は、支部主催の各種行事に参加することができる。

(支部会計)

第15条 支部の経費は、交付金、行事参加費、広告費、賛助会費、その他をあてる。

2 支部の事業計画及び予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、支部長が作成し、商議員会の承認を得た上、速やかに定款第13条第2項第1号の規定による会長等に報告しなけ

ればならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 3 支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、支部長が作成し、監査役の監査を受けた上で、商議員会の承認を得て、定時支部総会において、事業報告についてはその内容を報告し、決算については承認を受けなければならない。
- 4 支部長は、前項の規定により報告し又は承認された事業報告及び決算を速やかに会長等に報告しなければならない。

(支部事務局及び職員)

第16条 支部会務を執行するため、細則第7条の規定により支部に事務局を設け、支部事務局長1名を含む有給の職員を置く。

- 2 前項の規定による支部事務局長については、細則第57条の規定により、着任にあたり理事会の承認を得るものとする。

(規程の改正等)

第17条 この規程は、支部総会の承認を経て、細則第4条の規定により理事会の承認を得て改正することができる。

- 2 支部の会計、資金等に係る規程類については、細則第4条第2号の規定により、理事会の承認を得て制定・改正することができる。
- 3 前項に規定するもののほか、この規程の施行に必要な支部の規程類については、各々支部幹事会が定める機関の承認を得て制定することができる。

附 則 この規程は昭和62年5月26日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日 理事会議決) この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成23年6月17日 理事会議決) この変更規程は平成23年年6月17日から施行する。

附 則 (平成24年5月11日 理事会議決) この変更規程は平成24年年5月11日から施行する。

附 則 (平成27年5月15日 理事会議決) この変更規程は平成27年年5月15日から施行する。

土木学会北海道支部内規の一部改正（案）

(昭和51年6月25日 一部改正)
 (昭和57年3月15日 一部改正)
 (昭和61年4月23日 一部改正)
 (昭和62年5月26日 一部改正)
 (平成8年7月22日 一部改正)
 (平成10年4月28日 一部改正)
 (平成11年4月30日 一部改正)
 (平成21年4月24日 一部改正)
 (平成23年4月1日 一部改正)
 (平成27年5月15日 一部改正)

- 第1条 商議員および幹事の定数はつぎのとおりとする。
 商議員 35名以内 幹事 45名以内
- 第2条 本部役員候補者選考委員会委員は、商議員会が商議員の中から選考する。
- 第3条 任期中の役員移動後、その補充は原則としてその役員の所属する機関内から支部長が委嘱する。
- 第4条 規程第11条による運営委員会は、理事・本部役員候補者選考委員会委員・商議員および幹事長によって構成する。
2. 運営委員会の構成人員は、6名ないし7名とし支部長が委嘱する。
 3. 運営委員会は、支部事務局の運営に関する重要な問題について支部長の諮問に応える。
- 第5条 土木工学に関する優秀な論文を発表した者に対して、別に定める奨励賞授与規定および優秀学生講演賞授与規定により奨励賞、優秀学生講演賞を授与することができる。
2. 土木技術の進展に顕著な貢献をなしたと認められた技術(技術, 業績, 工法, 構造物等)に対して、別に定める技術賞授与規定により技術賞を授与することができる。
 3. 長年にわたり土木学会北海道支部並びに北海道の土木技術の発展に顕著な貢献をした者に対して、別に定める功労賞授与規定により功労賞を授与することができる。
 4. 土木技術や土木構造物を通じて地域や北海道の発展に貢献したと認められる団体等に、別に定める地域活動賞選考委員会規程により地域活動賞を授与することができる。
- 第6条 事務局職員の給与は、給与規則による。
- 第7条 支部賛助会員の年額は、1万5千円以上とする。
2. 同会員の社内従業員は、支部主催の各種行事に参加できる。
- 第8条 支部通常総会の開催期日の決定にあたっては、本部総会期日と重複しな

いようにするものとする。

第 9 条 事務局の運営について幹事長は、地盤工学会北海道支部及び北海道土木技術会と年度当初或いは必要の都度協議を行うものとする。

附 則 この変更内規は土木学会北海道支部規程改正の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 この変更内規は土木学会北海道支部規程改正の日（平成 27 年 5 月 15 日）から施行する。

議案 7

土木学会北海道支部事務局長就業規則の一部改正（案）

平成25年4月5日制定

平成26年2月28日一部改正

平成27年3月31日一部改正

この規則は、公益社団法人土木学会北海道支部（以下「支部」という。）事務局長の服務および労働条件等を定めたものである。事務局長は、自己の任務を自覚して支部の目的達成に努力し、その本分を尽くさなければならない。

（目的）

第1条 事務局長の就業については、法令等に定められているもののほか、この規則の定めるところによる。

（遵守義務）

第2条 事務局長は、この規則を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

（事務局長の定義）

第3条 事務局長とは、支部の業務のために、理事会の承認を得て、支部長が任免する者をいう。

（服務の基準）

第4条 事務局長は、支部の目的を認識し、以下の事項を遵守しつつ職務の遂行に専念しなければならない。

- ① 定められた勤務時間にしがって勤務し、正当な理由なしに欠勤、遅刻、早退しないこと。
- ② 支部の名誉を汚し、信用を傷つける行為をしないこと。
- ③ 業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- ④ 支部長の承認なく他の職業に従事し、または営利企業を営まないこと。

（事務局長の採用）

第5条 支部長は、事務局長選考委員会を設け、事務局長の採用候補者を1名決定する。その後、土木学会細則第57条の規定により理事会の承認を受け、事務局長の任を

行うものとする。なお、事務局長の採用希望者を募る方法は、原則として公募によるものとする。

(事務局長の任期)

第6条 事務局長の任期は1年とし、65歳となる年度の末日まで、継続することができるものとする。ただし、次の事務局長に対する事務引き継ぎ等が必要な場合には、商議員会の承認を得て、原則として2ヶ月の間、継続して勤務することができるものとする。

2 支部長は、第1項の任期延伸について、毎年度末までに、商議員会の承認を得なければならない。

(解 雇)

第7条 支部長は、採用途中であっても、事務局長が第4条の規定に違反する行為をした場合、本人からの申し出があった場合、その他やむを得ぬ事情が生じた場合は、商議員会の承認を得て、事務局長を解雇することができる。

(勤 務)

第8条 事務局長の勤務については、この規則に定めのないものについては「土木学会職員就業規程」第3章の各条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「所属長」とあるのは、「支部長」と読み替えるものとする。

2 週3日（月・水・金）勤務を原則とし、週内の振替をできるものとする。

3 勤務時間は9:00～17:30として、12:00～13:00（1時間）を休憩時間とする。

4 休暇については、あらかじめ支部長に承認を得なければならない。

5 時間外勤務状況については、月末に支部長に様式一1に基づき報告しなければならない。

6 出張については、あらかじめ支部長に様式一2に基づき承認を得なければならない。

(給 与)

第9条 給与の構成は次の通りとする。

- ① 本給
- ② 通勤手当
- ③ 時間外手当

(本 給)

第10条 本給は月給として、別に定めるものとする。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、必要とする通勤定期乗車券の1カ月相当分を支給する。

(時間外勤務手当・休日勤務手当)

第12条 時間外勤務手当は、第8条第3項に定める勤務時間外に勤務をしたとき、実働1時間につき、第10条に定める本給に12を乗じ、その値を1週間の所定勤務時間(22.5時間)に52週を乗じた数で除した金額を実働1時間当りの時間割賃金として、その100分の100(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は100分の150)を支給する。

2 「土木学会職員就業規程」第3章第18条規定の法定休日(日曜)に勤務したときは、原則として振替休日を取得するものとする。やむを得ない場合は、実働1時間につき前項で算出した実働1時間当りの時間割賃金の100分の135(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は100分の160)を支給する。法定休日以外の休日に勤務した場合も振替休日の取得を原則とするが、やむを得ない場合は第1項を適用し、その際「100分の100」は「100分の125」に読み替えることとする。

3 時間外勤務時間の計算単位は30分とし、30分未満は切り捨てる。

(退職手当)

第13条 退職手当は勤務年数(小数切捨)に退職直前の月額を乗じた額を退職時に支給する。

(給与の締め切り期間および支払い日)

第14条 給与の締め切り期間は当月1日から月末までの1ヶ月間とし、毎月16日に支給する。ただし、当日が休日にあたるときはその前日に繰り上げる。

2 事務局長が退職又は死亡したときは、前項の規定にかかわらずその際支給する。

(健康診断)

第15条 事務局長は、1年に1回健康診断をうけ、健康増進に務めなければならない。

(その他)

第16条 前各条の規定によるほか、この規則に定めのない事項については、土木学会事務局職員に適用される諸規程等によるものとし、重要事項については商議員会において決定する。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月5日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(様式－1，2省略)

土木学会北海道支部職員就業規則の一部改正（案）

平成25年4月5日制定

平成26年2月28日一部改正

平成27年3月31日一部改正

この規則は、公益社団法人土木学会北海道支部（以下「支部」という。）事務局職員のサービスおよび労働条件等を定めたものである。職員は、自己の任務を自覚して支部の目的達成に努力し、その本分を尽くさなければならない。

（目的）

第1条 この支部の職員の就業については、法令等に定められているもののほか、この規則の定めるところによる。

（遵守義務）

第2条 職員は、この規則を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

（職員の定義）

第3条 職員とは、支部の業務のために、この規則により採用された者をいう。

（サービスの基準）

第4条 支部職員は、支部の目的を認識し役員の指導を受け、以下の事項を遵守しつつ職務の遂行に専念しなければならない。

- ① 定められた勤務時間にしがって勤務し、正当な理由なしに欠勤、遅刻、早退しないこと。
- ② 支部の名誉を汚し、信用を傷つける行為をしないこと。
- ③ 業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- ④ 支部長の承認なく他の職業に従事し、または営利企業を営まないこと。

（採用、定年および退職）

第5条 支部職員の採用および退職は商議員会の承認を得て、支部長が行う。

- 2 支部職員の定年は60才とする。
- 3 定年に達したときは、その年度の末日をもって退職するものとする。

4 定年により退職した者が継続雇用を希望するときは、原則として1年以内ごとの雇用契約として、65歳に達した月の末日まで継続雇用する。

(解 雇)

第6条 支部長は、採用途中であっても、支部職員が第4条の規定に違反する行為をした場合、本人からの申し出があった場合、その他やむを得ぬ事情が生じた場合は、商議員会の承認を得て、支部職員を解雇することができる。

(勤 務)

第7条 支部職員の勤務については、この規則に定めのないものについては「土木学会職員就業規程」第3章の各条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「所属長」とあるのは、「事務局長」と読み替えるものとする。

2 週5日（月～金）勤務とする。

3 勤務時間は9:00～17:30として、12:00～13:00（1時間）を休憩時間とする。

4 休暇については、あらかじめ事務局長の承認を得なければならない。

5 時間外勤務状況については、月末に事務局長に様式－1に基づき報告しなければならない。

6 出張については、あらかじめ事務局長に様式－2に基づき承認を得なければならない。

(給 与)

第8条 給与の構成は次の通りとする。

- ① 本給
- ② 通勤手当
- ③ 時間外手当

(本 給)

第9条 本給は月給として、別に定めるものとする

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、必要とする通勤定期乗車券の1カ月相当分を支給する。

(時間外勤務手当・休日勤務手当)

第11条 時間外勤務手当は、第7条第3項に定める勤務時間外に勤務をしたとき、実働1時間につき、第9条に定める本給に12を乗じ、その値を1週の所定勤務時間(37.5時間)に52週を乗じた数で除した金額を実働1時間当りの時間割賃金として、その100分の125（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は100分

の150)を支給する。

2 「土木学会職員就業規程」第3章第18条規定の法定休日(日曜)に勤務したときは、原則として振替休日を取得するものとする。やむを得ない場合は、実働1時間につき前項で算出した実働1時間当りの時間割賃金の100分の135(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は100分の160)を支給する。法定休日以外の休日に勤務した場合も振替休日の取得を原則とするが、やむを得ない場合は第1項を適用する。

3 時間外勤務時間の計算単位は30分とし、30分未満は切り捨てる。

(退職手当)

第13条 退職手当は勤務年数(小数切捨)に退職直前の月額を乗じた額を退職時に支給する。

(給与の締め切り期間および支払い日)

第14条 給与の締め切り期間は当月1日から月末までの1ヶ月間とし、毎月16日に支給する。ただし、当日が休日にあたるときはその前日に繰り上げる。

2 支部職員が退職又は死亡したときは、前項の規定にかかわらずその際支給する。

(健康診断)

第15条 支部職員は、1年に1回健康診断をうけ、健康増進に務めなければならない。

(その他)

第16条 前各条の規定によるほか、この規則に定めのない事項については、土木学会事務局職員に適用される諸規程等によるものとし、重要事項については商議員会において決定する。

附則

1 この規則は、平成15年4月25日から施行する。

附則 この規則は、平成25年4月5日から施行する。

附則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(様式－1，2省略)

平成 27 年度事業計画

1 総会・主な役員会等

1) 総会

開催日時：平成 27 年 4 月 23 日(木) 15 時～

場 所：ホテル札幌ガーデンパレス 2F 「丹頂」

2) 主な役員会等

商 議 員 会 2 回程度

委 員 会 10 回程度

幹 事 会 等 20 回程度

支部活性化WG会議 3 回程度

2 支部行事

1) 講習会 1 回 (地方開催 北見・函館含む)

2) 講演会 (地盤工学会北海道支部と共催) 1 回予定

3) 映画会 イブニングシアター (土木技術映像映画委員会と共催) 1 回

4) 年次技術研究発表会 1 回

開催日時：平成 28 年 1 月 30 日 (土) ～ 1 月 31 日 (日)

場 所：北海道大学

5) 土木学会北海道支部選奨土木遺産見学会

見学場所：未定

6) V I S I T (職場訪問) 事業

場 所：未定

7) 札幌市生涯学習講座 [市民カレッジ] 共催

場 所：札幌市生涯学習センター (ちえりあ)

8) 「土木の日」および「くらしと土木の週間」関連行事

① 現場見学会 平成 27 年 8 月 場所：未定

② 選奨土木遺産認定証授与式 (11 月 18 日)

③ 「土木の日」講演会 (11 月 18 日)

④ 「土木の日」映画会 (11 月 18 日) (地盤工学会北海道支部共催) 予定

⑤ 地方事業 4 地区 (函館、室蘭、苫小牧、北見)

9) 論文報告集第 72 号 (CD-ROM) 刊行

刊行予定：平成 28 年 1 月下旬

発行部数：250 枚 (年次技術研究発表会プログラム 350 冊)

3 支部 100 周年記念継続事業

1) ミニ土木遺産パネル展 (予定)

開催日時：平成 27 年 11 月 15 日 (日) ～ 11 月 18 日 (水) (予定)

場 所：札幌駅前地下歩行空間（予定）

- 2) 土木カフェ（イブニングシアターとの連携開催を検討）

開催日時：未定

場 所：未定

- 3) 若手技術者交流サロン（年次技術研究発表会の特別セッションを予定）

開催日時：平成28年1月30日（予定）

場 所：北海道大学

- 4) 学年PTA参加型授業「(仮題) みんなの暮らしの中にある橋」

開催日時：未定

場 所：未定

4 広報活動

- 1) ホームページの更新（適宜）

- 2) メールマガジンによる情報配信（定期＋適宜）

- 3) シビルネット活動

・SNSの運営

・シビルネットカードの活用

5 4 学会連絡会

- ・定例会：H28. 1月中旬頃予定（ほか、必要に応じ適宜開催）

- ・H27年度幹事学会：土木学会北海道支部

平成27年度 収支予算 (北海道支部) 集計表 (2/2)

単位:円

収支科目	H27年度予算 ①	H26年度予算 ②	増減 ①-②	平成27年度 予算 事業別内訳															法人会計	支部内部取引 消去
				公益目的事業																
				【公1】調査研究事業			【公2】講演会等事業			【公3】表彰・助成事業			【公5】広報・啓発事業			公益目的事業 共通	公益目的事業 合計			
				調査研究事業	公益受注事業	小計	行事業	全国大会事業	小計	表彰事業	地域貢献事業	小計	広報啓発事業	土木の日事業	創立記念事業			小計		
II. 投資活動収支の部																				
1. 特定預金取崩収入	(400,000)	(0)	(400,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(400,000)	(400,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(400,000)	(0)		
(1) 退職給付引当預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(2) 減価償却引当預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(3) 支部運営積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(4) 支部記念事業積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	
(5) 支部大会積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(6) 災害対応預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(7) 地域貢献資金取崩収入	400,000	0	400,000	-	-	-	-	-	-	-	400,000	400,000	-	-	-	-	400,000	-	-	
投資活動収入計 (D)	400,000	0	400,000	0	0	0	0	0	0	0	400,000	400,000	0	0	0	0	400,000	0		
1. 固定資産取得支出	0	0	0																	
2. 特定預金積立支出	(1,200,000)	(1,200,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(315,000)	(0)	(315,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(35,000)	(500,000)	(535,000)	(0)	(850,000)	(350,000)	
(1) 退職給付引当預金支出	700,000	700,000	0	0	0	0	315,000	0	315,000	0	0	0	0	35,000	0	35,000	0	350,000	350,000	
(2) 減価償却引当預金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 支部運営積立預金支出	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	
(4) 支部記念事業積立預金支出	500,000	500,000	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	500,000	500,000	-	500,000	-	-	
(5) 支部大会積立預金支出	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	
(6) 災害対応積立預金支出	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	
(7) 地域貢献資金支出	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	
投資活動支出計 (E)	1,200,000	1,200,000	0	0	0	0	315,000	0	315,000	0	0	0	0	35,000	500,000	535,000	0	850,000	350,000	
投資活動収支差額 (F) = (D) - (E)	△ 800,000	△ 1,200,000	400,000	0	0	0	△ 315,000	0	△ 315,000	0	400,000	400,000	0	△ 35,000	△ 500,000	△ 535,000	0	△ 450,000	△ 350,000	
当期収入合計 (G) = (A) + (D)	20,418,000	20,276,000	142,000	0	0	0	8,056,880	0	8,056,880	500,280	400,000	900,280	950,000	2,700,840	0	3,650,840	1,760,000	14,368,000	14,388,000	
当期支出合計 (H) = (B) + (E)	21,144,000	22,071,000	△ 927,000	0	0	0	8,828,000	0	8,828,000	850,000	400,000	1,250,000	950,000	1,806,000	500,000	3,256,000	1,760,000	15,094,000	14,388,000	
当期収支差額 (I) = (G) - (H)	△ 726,000	△ 1,795,000	1,069,000	0	0	0	△ 771,120	0	△ 771,120	△ 349,720	0	△ 349,720	0	894,840	△ 500,000	394,840	0	△ 726,000	0	
前期繰越収支差額 (J)	11,458,728	11,697,395	△ 238,667	△ 1,088,585	0	△ 1,088,585	△ 11,841,553	89	△ 11,841,464	△ 4,624,202	0	△ 4,624,202	△ 100,000	407,578	△ 2,000,000	△ 1,692,422	11,460,842	△ 7,785,831	19,244,559	
次期繰越収支差額 (I) + (J)	10,732,728	9,902,395	830,333	△ 1,088,585	0	△ 1,088,585	△ 12,612,673	89	△ 12,612,584	△ 4,973,922	0	△ 4,973,922	△ 100,000	1,302,418	△ 2,500,000	△ 1,297,582	11,460,842	△ 8,511,831	19,244,559	

平成26年度 土木学会選奨土木遺産の認定（北海道支部関係）

平成11年度に土木遺産の顕彰を通じて、歴史的土木建造物の保存に資することを目的として制定された「土木学会選奨土木遺産選考委員会の構成および運営に関する内規」に基づき、平成14年度に制定の土木学会北海道支部選奨土木遺産選考委員会規程により、平成26年度支部選考委員会委員として11氏が支部長の委嘱を受け、平成26年8月1日 今 尚之氏を委員長とする支部選考委員会が開催され、道内の土木学会選奨土木遺産候補について慎重な審議がなされた。

その後、各施設管理者等との調整を経て、道内の土木遺産の中から下記1件を土木学会選奨土木遺産候補として本部選考委員会に推薦し、平成26年8月5日開催の同選考委員会において、平成26年度土木学会選奨土木遺産として認定され、平成26年11月18日に支部長から各管理者へ認定書の授与が行われた。

選奨土木遺産認定書授与

「新釧路川」（釧路開発建設部）

「松前港福山波止場」（松前町）

土木学会北海道支部選奨土木遺産選考委員会

選考委員会委員長	北海道教育大学教育学部札幌校准教授	今 尚 之
選考委員会委員	北海道電力（株）土木部企画GL	西 村 哲 治
〃	北海道旅客鉄道（株）工務部工事課長	近 藤 秀 樹
〃	（株）エーテック専務執行役員	岡 田 正 之
〃	衆議院議員	桜 井 宏
〃	函館工業高等専門学校環境都市工学科准教授	佐々木 恵 一
〃	北海道開発局建設部河川工事課長	山 崎 真 一
〃	旭川建設管理部事業室長	坂 野 雅 人
〃	北海道開発技術センター主任研究員	原 口 征 人
〃	日本データサービス（株）水工部課長	石 川 成 明
〃	株式会社ドーコン構造部	佐 井 拓 磨
顧 問	北海商科大学教授	佐 藤 馨 一
〃	進藤技術士事務所	進 藤 義 郎

平成26年度 土木学会北海道支部功労賞

平成10年度に制定された土木学会北海道支部功労賞授与規定により、平成26年度選考委員会委員として5氏が支部長の委嘱を受け、平成27年3月6日金澤氏を委員長とする選考委員会を開催し審議の結果、長年にわたり土木学会北海道支部の運営に多大な貢献をしたと認められる次の氏の方を選考し、平成27年4月6日の商議員会において土木学会北海道支部功労賞を授与することを決定した。

受賞者

吉田 紘一 氏

(主な略歴)

(株)土木技術コンサルタント
技術顧問

(主な土木学会暦)

商議員

土木学会北海道支部功労賞選考委員会

選考委員会委員長	北海道開発局建設部河川管理課長	金 澤 裕 勝
選考委員会委員	(株)ドーコン交通事業本部技術顧問	高 木 秀 貴
〃	北海道大学大学院工学研究院特任教授	田 中 洋 行
〃	北海道建設部技監	岡 田 恭 一
〃	札幌市中央区長	高 松 康 廣

平成26年度 土木学会北海道支部奨励賞

昭和36年度に制定された土木学会北海道支部奨励賞授与規定により、平成26年度選考委員会委員として5氏が支部長の委嘱を受け、平成26年2月16日蟹江俊仁氏を委員長とする選考委員会を開催し論文報告集第71号に掲載された214編の中から慎重な審査の結果、次の3編を授賞の対象として選考し、平成26年4月6日の商議員会において土木学会北海道支部奨励賞を授与することを決定した。

受賞者

B-09

北海道における降雨災害の気象要因と地域発生頻度

長岡 宏樹 (株式会社 北開水工コンサルタント)

共著者

長谷川 和義 (株式会社 北開水工コンサルタント)

E-23

北海道における既設コンクリート舗装の現状

上野 千草 ((独) 土木研究所寒地土木研究所)

共著者

安倍 隆二 ((独) 土木研究所寒地土木研究所)

木村 孝司 ((独) 土木研究所寒地土木研究所)

G-6

高速道路における自然にやさしいマイマイガ対策の実験報告

齊藤 進 (東日本高速道路 (株))

共著者

志村 祐太 (東日本高速道路 (株))

土木学会北海道支部優秀学生講演賞選考委員会

選考委員会委員長	北海道大学大学院工学研究院教授	蟹 江 俊 仁
選考委員会委員	北海道大学大学院工学研究院教授	横 田 弘
〃	室蘭工業大学大学院工学研究科教授	中津川 誠
〃	北見工業大学工学部社会環境工学科教授	高 橋 清
〃	土木研究所寒地土木研究所研究調整監	浅 野 基 樹

(学術上)

論文名 北海道における降雨災害の気象要因と地域発生頻度
(論文報告集 71 号 B-09)

受賞者名 長岡 宏樹 (共著者：長谷川 和義)

選考理由

著者らは、近年における北海道の雨や雪の降り方、ならびに災害の程度や頻度の変化に着目し、なるべく多くの場所の長期間にわたる降水データや河川流量データ、および災害データを収集し、何らかの統計解析法を適用して信頼度のもとで判断を下すべきと考えた。

そこで、北海道の降雨統計に関する既往研究成果や河川流量等の観測データ、並びに気象災害データベースを用い、近年の気象特性の変化について解析を試みた結果、近年の降雨量・河川流量が北海道中央分水嶺に沿う形で、西部では低下、東部では増加傾向にある事を明らかにし、北海道の気候がこのような地形的な影響を受けて変化してきていることを確認している。

本論文では、これらの研究に続き、北海道における降雨を伴った災害（以下、降雨災害）の発生状況に的を絞り、1971年から2009年までの39年間分のデータを整理し、その地域的・経年的特徴や地形区分との関係が見られるかを解析している。

その結果、著者らは、「北海道に降雨災害をもたらす最大の気象要因は台風であり、その影響が近年増大している反面、日本海低気圧による災害は大きく減少している等、降雨災害の気象要因が変化してきている事」、「降雨災害の地域分布では北海道南部が最も多い事」、「北海道中央分水嶺に沿う形で、北海道を西部地域と東部・南部地域に分割し、両地域の降雨災害の発生状況を整理したところ、降雨災害の発生件数には経年的に増加傾向が見られ、近年、東部・南部地域で多くなるように推移してきている事」を明らかにしている。

これらの知見は、今後の河川災害対策において、管理者の有効な指針策定に資するものであるほか、多くの住民に降雨（降雪）に対する心の備えをもたらす上で有用と考えられるため、土木学会北海道支部奨励賞に値するものと認められる。

よって、標記の論文を土木学会北海道支部奨励賞として選考するものである。

(学術上)

論文名 北海道における既設コンクリート舗装の現状
(論文報告集 71 号 E-23)

受賞者名 上野 千草 (共著者：安倍隆二、木村孝司)

選考理由

社会資本整備・維持管理に対するコスト縮減への社会的要請から、道路舗装においても高耐久化・長寿命化によるライフサイクルコストの縮減が求められている。そこで、アスファルト舗装よりも耐久性が高く、長寿命化が期待できるコンクリート舗装への関心が高まっている。

今後、高耐久化・長寿命化が期待できるコンクリート舗装を普及させるために、これまでに行われたコンクリート舗装の設計法やコンクリート舗装の供用性状を把握し、現状の課題を抽出するとともに、積雪寒冷地に適したコンクリート舗装の設計法や補修方法を確立する必要がある。そのためには、コンクリート舗装の設計法の課題や供用性状の評価に関する知見を得ておくことが重要である。

このような背景を基に、本論文は過年度実施されたコンクリート舗装の供用性状を評価することを目的に、施工時におけるコンクリート舗装の設計基準の把握や、室内試験および現地調査を実施している。現地調査では目視調査によるひび割れパターンの把握、FWD 調査による目地部の健全度の調査を行い、室内試験ではコンクリート舗装の曲げ強度の推定、中性化深さ、および深さ方向別塩化物含有量を調査し、供用中のコンクリート舗装の性状を定量的に評価している。

その結果、著者らは、17～34 年供用されたコンクリート舗装を評価し、以下の知見を得ている。

目視調査では、現在の設計法による舗装厚を確保したコンクリート舗装は、概ね健全な状態を維持していることが確認されたが、確保されていない断面では、疲労破壊による縦断方向のひび割れが確認され、現設計法の妥当性が評価されている。ただし、凍上等の影響と見られる縦・横断のひび割れが確認され、凍上対策の課題が抽出されている。

採取コアを用いた室内試験では、コンクリート舗装の曲げ強度は現在の規格値を満足し、健全な状態を維持しており、耐久性が高いことを評価している。また、海岸線から近い飛来塩分を受ける箇所や凍結防止剤の影響を受けている箇所のコンクリート舗装に含まれる深さ方向別塩化物含有量は、埋設されている鉄網の位置まで到達していないことが確認され、現設計法の妥当性が評価されている。

以上より、本研究はコンクリート舗装の高耐久化・長寿命化を検証するための貴重な知見を提示していることや、積雪寒冷地の現設計法に課題があることを明らかにしている。

今後、コンクリート舗装の設計法や維持管理に向けた研究において重要な研究成果となることが考えられ、土木学会北海道支部奨励賞に値するものと認められる。

よって、標記の論文を土木学会北海道支部奨励賞として選考するものである。

(学術上)

論文名 高速道路における自然にやさしいマイマイガ対策の実験報告
(論文報告集第71号 G-06)

受賞者名 齊藤 進 (共著者: 志村 祐太)

選考理由

高速道路のサービスエリアやパーキングエリアは、レストランや売店、トイレ等があり、高速道路利用者の休息の場となっている。しかし近年、北海道内の高速道路にマイマイガが大量発生し、休憩施設の扉や壁面にマイマイガが付着することにより、利用者からの苦情が発生している。また、料金所では夜間照明に集まっているマイマイガが、自動料金収受システム (ETC) のセンサーに張り付くことにより、ETCレーン通過車両の検知不良を発生させるなど、休憩施設や料金所施設周辺へのマイマイガの寄り付きを制御することが喫緊の課題となっている。

本論文は、休憩施設における効果的な集蛾方法を検討するための実験を行い、マイマイガの視細胞の分光感度にもとづいたライト・トラップによる集蛾方法を試行するとともに、異なる分光スペクトルを持つ4種類のライトを現地に設置し、集蛾効果の高い照明を特定している。また、実験結果から得られたデータを基に気象条件とマイマイガ発生量の関係についても調査を行っている。

その結果、普通ライトが最も集蛾効果が高いこと、前日日中の最高気温とマイマイガの発生量に相関性があること、マイマイガの大量発生時期と最高気温ピーク期間が同時期であること、大量のマイマイガがトラップされた後に寄り付きが抑制される傾向がみられること等を確認した。

本研究成果は、マイマイガの好む光波長を利用して、マイマイガの寄り付きを選択的に制御できる可能性を示唆すると同時に、気象パラメータとの相関解析により、マイマイガの大量発生を事前に予報できる可能性をも提示している。これらの知見は省エネルギーで、なおかつ環境にやさしい害虫防除法の確立に直結する成果であり、その波及効果は土木業界のみならず、道内の農業、観光業にまで広く及ぶことが期待され、土木学会北海道支部奨励賞に値するものと認められる。

よって、標記の論文を土木学会北海道支部奨励賞として選考するものである。

平成26年度 土木学会北海道支部優秀学生講演賞

平成21年度に制定された土木学会北海道支部優秀学生講演賞授与規定により、平成26年度選考委員会委員として5氏が支部長の委嘱を受け、平成26年2月16日蟹江俊仁氏を委員長とする選考委員会を開催し論文報告集第71号に掲載された学生投稿数151編の中から慎重な審査の結果、次の24編を授賞の対象として選考し、平成27年2月27日の商議員会において土木学会北海道支部優秀学生講演賞を授与することを決定した。

授賞者

A-02

AFRP板水中接着により曲げおよびせん断補強したRC梁の静載荷実験

杉本 成司 (室蘭工業大学大学院)

共著者

栗橋 祐介 (室蘭工業大学大学院)

三上 浩 (三井住友建設(株))

岸 徳光 (釧路工業高等専門学校)

A-14

釧路地域沿岸部における大規模津波による桁抵抗力作用力比を用いた簡易評価

山内 朋哉 (北見工業大学大学院)

共著者

宮森 保紀 (北見工業大学大学院)

齊藤 剛彦 (北見工業大学大学院)

清水 俊明 (北見工業大学大学院)

A-22

竹の節と組織構造に学ぶ円筒構造の最適な曲げ抵抗メカニズムに関する基礎的検討

佐藤 諭佳 (北海道大学大学院)

共著者

丸山 俊樹 (北海道大学大学院)

佐藤 太裕 (北海道大学大学院)

島 弘幸 (山梨大学大学院)

A-36

圧縮補剛板の限界強度に関する数値解析的検討

成田 彩華 (室蘭工業大学大学院)

共著者

小室 雅人 (室蘭工業大学大学院)

奥井 義昭 (埼玉大学大学院)

A-48

凍結融解作用により劣化した RC 梁の重錘落下衝撃実験

勝見 悠太 (室蘭工業大学大学院)

共著者

栗橋 祐介 (室蘭工業大学大学院)

水田 真紀 ((独) 土木研究所寒地土木研究所)

岸 徳光 (釧路工業高等専門学校)

B-05

CMIP5 マルチモデルにおけるブロッキング発生頻度と極端現象の変遷

北野 慈和 (北海道大学大学院)

共著者

山田 朋人 (北海道大学大学院)

B-12

既往水文データを用いた将来確率値の推定法について

平村 晃基 (北海学園大学大学院)

共著者

許士 達広 (北海学園大学大学院)

畠中 洋祐 (北海学園大学大学院)

B-15

流域水循環に基づく貯留量を考慮した洪水流出計算の研究

谷口 陽子 (室蘭工業大学大学院)

共著者

中津川 誠 (室蘭工業大学大学院)

臼谷 友秀 ((一財) 日本気象協会)

B-30

実河川と再現計算による岩盤浸食対策用ネットの効果の検証

六浦 和明 (北海道大学大学院)

共著者

清水 康行 (北海道大学大学院)

井上 卓也 ((独) 土木研究所寒地土木研究所)

B-35

東日本大震災に起因する津波起源混濁流

和田 萌実 (北海道大学大学院)

共著者

泉 典洋 (北海道大学大学院)

B-44

Identification of major suspended sediment sources using X-ray
fluorescence analysis: the Oromushi river basin case of study

Carlos Beitia (北見工業大学大学院)

共著者

Keisuke Nakayama (北見工業大学大学院)

Naofumi Ohtsu (北見工業大学大学院)

Misao Yamane (北見工業大学大学院)

Shintaro Yamasaki (北見工業大学大学院)

Saadia Bouragba (北見工業大学大学院)

Katsuaki Komai (北見工業大学大学院)

Yasuyuki Maruya (京都大学大学院)

B-50

マイクロバブル噴流の流体力学的特性

小柳津 遥陽 (北海道大学大学院)

共著者

渡部 靖憲 (北海道大学大学院)

佐藤 久 (北海道大学大学院)

B-56

抜海漁港周辺の流動・地形変化特性

中山 和紀 (北海道大学大学院)

共著者

山下 俊彦（北海道大学大学院）

猿渡 亜由未（北海道大学大学院）

川口 勉（日本データサービス(株)）

B-67

道路護岸における越波に伴う粗石の打ち上げの再現実験

阿部 翔太（室蘭工業大学大学院）

共著者

木村 克俊（室蘭工業大学大学院）

越智 聖志（室蘭工業大学大学院）

上久保 勝美（（独）土木研究所寒地土木研究所）

名越 隆雄（（一財）北海道道路管理技術センター）

D-04

岩見沢市におけるごみ処理制度に対する住民意識構造分析

佐藤 弘堯（北海学園大学大学院）

共著者

中村 紘喜（北海学園大学大学院）

鈴木 聡士（北海学園大学大学院）

D-06

プローブパーソンデータを用いたテラーメイド型避難シミュレーションの構築

生富 直孝（室蘭工業大学大学院）

共著者

豊田 隼（室蘭工業大学大学院）

浅田 拓海（室蘭工業大学大学院）

有村 幹治（室蘭工業大学大学院）

D-09

グローバル教育における環境調査に関する提言

梶原 碧（苫小牧工業高等専門学校）

共著者

栗山 昌樹（苫小牧工業高等専門学校）

小野 真嗣（苫小牧工業高等専門学校）

渡辺 暁央 (苫小牧工業高等専門学校)

D-16

Study on Mutual Influence between Park & Ride and Large commercial Building in Bangkok

Eito Tohata (北海道大学大学院)

共著者

Takashi Nakatsuji (北海道大学大学院)

Kunihiro Kishi (北海道大学大学院)

D-27

活動機会に着目したバスダイヤの事前・事後評価に関する研究

佐々木 智英 (北見工業大学大学院)

共著者

高橋 清 (北見工業大学大学院)

芝崎 拓 ((一社)北海道開発技術センター)

大井 元揮 ((一社)北海道開発技術センター)

D-33

レンタカープローブデータを用いた北海道レンタカー観光の傾向分析

原田 悠太 (北海道大学大学院)

共著者

岸 邦宏 (北海道大学大学院)

中辻 隆 (北海道大学大学院)

E-06

実橋から切り出した RC 床版を対象とした補修効果について

柳沼 喜大 (北海道大学大学院)

共著者

佐藤 靖彦 (北海道大学大学院)

太田 哲司 ((株)ネクスコ・エンジニアリング北海道)

花田 剛志 ((株)ネクスコ・エンジニアリング北海道)

E-13

コルゲートチューブを用いた長さ変化試験に対する材料分離の影響

鎌田 高之 (苫小牧工業高等専門学校)

共著者

渡辺 暁央 (苫小牧工業高等専門学校)

廣川 一巳 (苫小牧工業高等専門学校)

E-18

定点載荷における鋼板コンクリート合成版のせん断疲労耐力

伊藤 翼 (北海道大学大学院)

共著者

古内 仁 (北海道大学大学院)

高橋 良輔 (山梨大学大学院)

G-02

嫌気性鉄酸化硝酸還元細菌を利用した排水中の亜鉛の吸着除去

上海 一輝 (北海道大学大学院)

共著者

中村 知美 (北海道大学大学院)

岡部 聡 (北海道大学大学院)

石井 聡 (北海道大学大学院)

土木学会北海道支部優秀学生講演賞選考委員会

選考委員会委員長	北海道大学大学院工学研究院教授	蟹 江 俊 仁
選考委員会委員	北海道大学大学院工学研究院教授	横 田 弘
〃	室蘭工業大学大学院工学研究科教授	中津川 誠
〃	北見工業大学工学部社会環境工学科教授	高 橋 清
〃	土木研究所寒地土木研究所研究調整監	浅 野 基 樹

平成26年度 土木学会北海道支部技術賞

昭和52年度に制定された土木学会北海道支部技術賞授与規定により、平成26年度選考委員会委員として11氏が支部長の委嘱を受け、平成27年3月11日、木幡行宏氏を委員長とする選考委員会を開催し審議の結果、候補の中から次の3件を授賞の対象として選考し、平成27年4月6日の商議員会において土木学会北海道支部技術賞を授与することを決定した。

受賞

「道道知床公園羅臼線 マッカウストーンネル」

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部

「網走湖塩淡境界層制御施設 網走川水系網走川大曲堰」

国土交通省北海道開発局網走開発建設部

「施設整備事業の内配水施設 国庫補助事業平岸配水池耐震改修工事(No.1池)」

札幌市水道局給水部工事課

土木学会北海道支部技術賞選考委員会

選考委員会委員長	室蘭工業大学大学院工学研究科教授	木幡行宏
選考委員会委員	北海道大学大学院工学研究院教授	石川達也
〃	北海道大学大学院工学研究院教授	蟹江俊仁
〃	北海道大学大学院工学研究院教授	清水康行
〃	東日本高速道路(株)北海道支社技術部長	垂水祐二
〃	北海道電力(株)執行役員土木部長	古谷恵一
〃	北海道旅客鉄道(株)鉄道事業本部工務部長	伊勢勝巳
〃	北海道開発局事業振興部技術管理課長	和田忠幸
〃	北海道建設部技監	岡田恭一
〃	札幌市厚別区土木部長	板倉淑文
〃	(独)土木研究所寒地土木研究所研究調整監	浅野基樹

受賞対象 防水型トンネルによるヒカリゴケ生育環境保全について

—道道知床公園羅臼線 マッカウストンネル—

選考理由

マッカウストンネルは、知床半島南側斜面の知床国立公園や世界遺産登録地域に隣接するなど、豊かな自然を抱えた地域に位置しており、トンネル海側には、北海道指定天然記念物であるマッカウス洞窟のヒカリゴケ生息地が存在している。この地区の道路は、越波や地震・降雨による落石、土砂崩れなどにより、通行止めを余儀なくされることが多く、集落の孤立化などが起きており、代替ルートの検討課題として、マッカウス洞窟や水産資源への影響、越波、不安定斜面への対策等々を総合的に判断し、防水型トンネルの採用により安全な通行ルートの確保とヒカリゴケ生育環境の保全を行ったものである。

1. 防水型トンネル（ウォータータイト工法）の採用

トンネルを通常の排水構造とすると、地下水への影響が懸念され、生息要因の湧水、土壌 pH、湿度及び土壌水分の調査分析結果から、防水型構造を採用した。区間長は影響低減効果を定量的に予測することを目的に、三次元地下水流動解析を実施し、解析プログラムは、地表流も含めたモデル流域内の水循環を総合的に計算・再現することができる三次元統合型多相流水循環プログラム（積分型有限差分法）を用い、コスト縮減を考慮し、防水型構造区間延長 150mを採用した。

2. 防水型トンネル（ウォータータイト工法）の施工における配慮

本トンネルは、防水型構造を確保するために、種々の構造上の配慮を行っている。

- ① 通常の排水構造防水シート厚 0.8mm を 2mm のシグナルレーヤーシートとした。
- ② 吹付コンクリートの凹凸部と型枠に設置した防水シート空隙に裏込め充填材等を充填することにより、覆工コンクリート背面を滑らかなトンネル形状に仕上げ、防水シートを全面接着するハイ・イータス（FILM）工法を採用。
- ③ 施工後の漏水発生時に止水処理を可能とするための、ウォーターバリア及びリペアシステムを設置した。

3. マッカウス洞窟のモニタリング調査による効果の検証

施工前、中、後のヒカリゴケの生育環境を把握するため、洞窟内において気温・湿度、土壌水分率の観測を実施ししており、現時点でも有意な変化は見られていない。また、施工中は施工評議会を設置し、専門的な有識者の方々から設計・施工上の問題点について助言を貰い事業を進めた。

以上のとおり、防水型トンネル採用の主目的であるヒカリゴケ生育環境を保全し、また、施工評価会議を設置し有識者による検証を受けるなど、道内 2 例目の防水型構造で万全の品質を実現したことは、今後の同様な工事を行う上で大変有用な事例であることから、土木学会北海道支部技術賞を授与される価値があるものと認められる。

受賞対象 網走湖塩淡水境界層制御施設 網走川水系網走川大曲堰

選考理由

網走湖は、網走川の河口から約 7km に位置し、上部が淡水層、下部が塩水層の二層構造を呈している。下部塩水層は海水の遡上によって形成され、プランクトンの死骸が沈降・分解されて酸素消費が進み、硫化水素・栄養塩を大量に含む無酸素の水塊となっている。淡水層の富栄養化により昭和 50 年代後半からアオコが頻発し始め、また、昭和 60 年代始めには青潮が発生するようになった。淡水層水質の悪化は、流域からの窒素やリンの汚濁負荷流入に加え、塩水層からの栄養塩供給による影響が非常に大きい。また、無酸素の下部塩水層が大きくなり（塩淡水境界層が上昇し）ヤマトシジミの資源量が大幅に減少する被害が発生している。

このため、平成 16 年に網走湖の水質浄化を目的とした「網走川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、仮設ゲートによる塩水遡上制御実験を平成 17 年度～平成 21 年度に実施した。実験により、ゲート天端高の違いによる塩淡水境界層上昇の抑制効果を確認し、堰のゲート天端高、運用方法を決定した。平成 22 年 10 月に工事着手、平成 25 年 3 月に工事が完了、平成 26 年 1 月より運用を開始し、現在モニタリング調査を行っているところである。

1. 網走湖の水環境の改善

実験開始前に水深 2m 近くまで上昇した塩淡水境界層が、実験期間中に水深 6m まで下降したこともあり、網走川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）のアオコの指標である総リン（T-P）の値は、実験開始前の平成 16 年に 0.124mg/l（年平均）であったものが、実験最終年の平成 21 年には、0.065mg/l（年平均）まで低下、目標（0.070 mg/l）を達成している。その後も目標値以下で経過し、平成 26 年は 0.061 mg/l（年平均）となっている。また、平成 22 年以降、青潮は発生していない。

2. 網走湖の魚類をはじめとした河川環境への配慮

潮位が湖水位（川尻漁場水位観測所）より高い時間が多くなる冬期（11～3 月）に海水流入が卓越し、塩淡水境界層が上昇すること、網走湖における主要魚類（ワカサギ、シラウオ、カラフトマス、シロサケ）の遡上及び降海が冬季に比較的少なくなる 11 月～3 月を運用期間とすることとし、堰の構造を潜り堰としたことで、魚類の生息に影響を与えていないことをモニタリング調査で確認した。

3. ヤマトシジミの資源量の回復

平成 17 年度にかけ、水深 2m 近くまで塩淡水境界層が上昇したことにより、水深 2～4m に生息するヤマトシジミの資源量が激減したが、その後塩淡水境界層が水深 6m 付近に維持されたことで、平成 19 年以降、ヤマトシジミの資源量の回復が見られた。

現在実施しているモニタリング調査で、湖内の総リンの低減効果、青潮発生の抑制、ヤマトシジミの資源量の回復等の効果が確認されており、土木学会北海道支部技術賞を授与される価値があるものと認められる。

受賞対象

施設整備事業の内配水施設 国庫補助事業 平岸配水池耐震改修工事(No.1池)

選考理由

平岸配水池は、有効容量約 100,000m³、配水区域の給水人口約 540,000 人の北海道最大級の基幹配水池である。本配水池は、4つの池で構成され、各池は平面寸法 72.5m×82.5m、高さ 5.85m の形状を有している。鉄筋コンクリート製フラットスラブ構造であり、等間隔に配置された 224 本の円柱を介して上床スラブを支える構造となっている。No.1 池は昭和 45 年に建設されており、耐震診断の結果、側壁と底版の曲げ耐力が不足し、耐震補強を要するとの判定がなされた。対象の耐震改修工事では、全道に先駆けて、設計から施工に至るまで一貫して精度の高い 3次元静的有限要素解析を導入し、地震対策の合理化、寒中コンクリートの高品質化を図り、耐震性と水密性を有するコンクリート構造物の施工を実現したものである。

1. 地震時保有水平耐力法を用いた 3次元有限要素静的解析による耐震設計

従来の水道施設の耐震設計では、地震時保有水平耐力法を用いた 2次元はりばねモデルによる解析法が全国的に主流であった。しかしながら、平成 20 年度「札幌市地域防災計画」の改定に伴う想定地震動の見直しにより、設計地震動が増大し、同手法を用いた場合、地震対策が大規模になることが懸念されていた。そこで、合理的な耐震設計を目指し、北海道の水道事業体では初となる 3次元静的有限要素法を採用した。その結果、旧基準の設計地震動を用いた従来の解析法に比べ、底版の耐震補強が新たに必要となったものの、柱、せん断壁の補強量が減少し、同程度の工費・工期に抑制することが可能となり、地震対策の合理化を図った。さらに、補強による有効容量の減少を最小限に留め、水道施設としての貯水機能の確保にも寄与している。

2. 温度応力解析を用いた寒中コンクリートの品質管理

寒中コンクリートの施工にあたり、セメント水和熱に起因する温度ひび割れの発生を抑制するため、給熱養生温度及び養生期間のパラメータを変化させた温度応力解析を行った。このうち、ひび割れ発生確率の低い条件を設定し、その条件を目標値として施工を行うとともに、実際の外気温、コンクリート打設温度、コンクリート温度を測定し、実測値を基に再解析を行い、ひび割れ発生確率を求め、コンクリートのひび割れ発生の予測向上に努めている。このような各種検討と創意工夫により、有害なひび割れの発生はなく、池内面を無塗装としても漏水が確認されていないことから、水密性、維持管理性、経済性を有する高品質なコンクリート構造物を構築している。

以上のとおり、北海道最大級の基幹配水池の耐震改修工事において、全道に先駆けて、設計から施工に至るまで一貫して精度の高い 3次元有限要素解析を導入し、地震対策の合理化、寒中コンクリートの高品質化を図り、耐震性と水密性を有するコンクリート構造物の施工を実現した。これにより、札幌市民に対して安定した水の供給という使命を果たしたことは、土木学会北海道支部技術賞を授与される価値があるものと認められる。

平成26年度 土木学会北海道支部地域活動賞

平成19年度に制定された土木学会北海道支部地域活動賞選考委員会規程により、平成26年度選考委員会委員として5氏が支部長の委嘱を受け、平成27年2月26日、南部泰藏氏を委員長とする選考委員会を開催し審議の結果、次の1団体を授賞の対象として選考した。

受 賞

「NPO法人 スプリングボードユニティ21」 函館市：代表者 折谷 久美子

土木学会北海道支部地域活動賞選考委員会委員

選考委員会委員長	北海道建設部土木局河川砂防課長	南 部 泰 藏
選考委員会委員	北海道開発局建設部道路建設課長	廣 川 誠 一
〃	北海道電力（株）水力部土木グループ課長	
		佐 藤 均
〃	北海道旅客鉄道（株）工務部工事課長	近 藤 秀 樹
〃	東日本高速道路（株）北海道支社技術部技術企画課長	
		丸 山 正

受賞対象

NPO法人 スプリングボードユニティ21

選考理由

当該団体は、札幌方面から車で函館を訪れる人々にとって、函館の玄関口となる国道5号函館新道の石川・桔梗地区沿線の植樹帯に花を植栽し、通行する方々をおもてなしの心で出迎えようと平成16年に「函館花いっぱい道づくりの会」を発足、毎年6月から11月上旬の約6ヶ月間の植樹帯の維持管理と歩道の清掃美化活動を実施しています。

この活動では、景観のほか環境にも配慮し、廃棄する咲き終わった花をミミズにより堆肥化し再利用する資源循環型の土壌改良に、小学校など地域の方々と協働で取り組んでいます。

また、日頃の植栽活動と連携し、ミミズの生態を理解しながら環境保全を意識した学習を実施することにより、環境保全と景観の両面から地域の景観を考えることができる若い世代の育成を目指し、小中学生を対象とした勉強会、フィールドワークを実施しているほか、生物多様性に関するワークショップや市民セミナーを開催しています。

このように、道路の緑化・清掃活動を通じた地域協働や環境学習の実施といった取り組みが地域の発展に寄与していることから、地域活動賞に選考したものです。

災害等に係る調査の相互協力に関する協定

災害等に係る調査の相互協力に関し、国土交通省北海道開発局長（以下「甲」という。）は、公益社団法人土木学会北海道支部長、公益社団法人地盤工学会北海道支部長、公益社団法人日本地すべり学会北海道支部長及び公益社団法人砂防学会北海道支部長（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理又は委託管理する施設等（以下「所管施設」という。）が、災害等により専門的な調査が必要となる場合に、同調査に関する相互協力の方法を定め、技術の向上に資することを目的とする。

2 前項でいう「所管施設」には、工事中の施設等を含むものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、所管施設に専門的な調査が必要となった場合には、所管施設ごとに乙の各支部長へ現地調査を要請することができるものとする。

2 前項の要請は原則として書面によるが、緊急の場合は口頭又は電話等により行い、後日速やかに書面で要請手続を行うものとする。

3 第1項に規定する要請を受けた乙は、現地調査の実施の可否を要請した甲又は施設を所掌する部長等（開発建設部長及び事務所、事業所若しくは管理所の長を言う。以下同じ。）へ回答する。

4 調査の実施が可能と回答した乙は、速やかに現地調査を行い、その結果を、甲又は甲が指定した部長等へ報告するものとする。

5 乙の各支部長は、所管施設に係る情報を収集・分析するため、現地調査を行う必要があると認めるときは、甲に現地調査に関する協力を要請することができるものとする。

6 甲は、前項に規定する要請があったときは、現地調査に可能な限り協力するものとする。

7 乙の各支部長は、第5項に規定する調査を実施したときは、その結果について甲へ報告するものとする。

（調査体制）

第3条 乙の各支部長は、前条第1項の要請を受けたときは、人員及び連絡窓口を調査に先立って定め、甲に報告するものとし、連絡窓口については変更が生じた場合にはその都度、人員については調査の終了後、甲に報告するものとする。

（調査結果の公表又は使用）

第4条 第2条第1項及び第5項の規定に基づく調査の結果を甲又は乙が公表又は使用する場合には、甲及び乙が内容を確認した上で行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定に基づき乙が実施する調査において、費用が伴う場合には、乙の請求に基づき甲と乙が協議をしてその費用を負担するものとする。

2 第2条第5項の規定に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

(損害の負担)

第6条 調査の実施に伴い、甲又は乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合には、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙いずれかの申出により、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書5通を作成し、それぞれ甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 国土交通省 北海道開発局長

岡部 和憲



乙 公益社団法人 土木学会北海道支部長

太田 祐司



公益社団法人 地盤工学会北海道支部長

西本 聡



公益社団法人 日本地すべり学会北海道支部長

伊藤 陽司



公益社団法人 砂防学会北海道支部長

南 哲行



資 料

北海道支部歴代支部長・副支部長・幹事長名簿

年度	支部長	副支部長	幹事長
昭和12	吉町		鷹部
13	神保		鷹部
14	神保		鷹部
15	小齋		鷹部
16	藤野		鷹部
17	藤口		鷹部
18	崎伯		鷹部
19	崎伯		鷹部
20	佐宮		鷹部
21	樋大		鷹部
22	阿池		鷹部
23	江永		鷹部
24	真田		鷹部
25	瀬佐		鷹部
26	小榎		鷹部
27	今岩		鷹部
28	三猪		鷹部
29	上酒		鷹部
30	中遊		鷹部
31	黒大		鷹部
32	板吉		鷹部
33	横本		鷹部
34	市小		鷹部
35	城岡		鷹部
36	尾石		鷹部
37	小佐		鷹部
38	北山		鷹部
39	山岡		鷹部
40	荒大		鷹部
41	土藤		鷹部
42	佐藤		鷹部
43	林田		鷹部
44	田		鷹部
45	嘉		鷹部
46	幸		鷹部
47	照		鷹部
48	成		鷹部
49	利		鷹部
50	満		鷹部
51	嘉		鷹部
52			鷹部
53			鷹部
54			鷹部
55			鷹部
56			鷹部
57			鷹部
58			鷹部
59			鷹部
60			鷹部
61			鷹部
62			鷹部
63			鷹部

北海道支部歴代支部長・副支部長・幹事長名簿

年 度	支 部 長				副 支 部 長				幹 事 長				
平成元	梶	山	義	夫					小	山	田	敏	博
2	高	瀬		徹					福	井	井	一	行
3	野	島	廣	紀					瓜	田	井	拓	郎
4	小	林	治	郎					金	井	井	一	郎
5	細	川	秀	人					尾	形			浩
	(鵜)	束	淑	朗)									
6	小	林	豊	明					星			康	清
	(柳)	川	捷	夫)					(森				夫)
7	板	倉	忠	興					三	田	地	利	之
8	谷	藤	和	三					高	橋	橋	耕	平
9	新	山	紘	惇					中	村	村	興	一
	(北	條	俣	次)					斉	藤	藤	和	夫
10	近	藤	俣	郎					一	條	野	昌	幸
11	坂	本	眞	一					中	野	上	淑	文
12	瓜	田	一	郎					村	上	清	清	志
13	逢	坂		禎									
14	平	野	道	夫					川	村	和	一	幸
15	佐	藤	浩	一					(鈴	木	英	俊	郎
16	進	藤	義	郎					岡	田	正	秀	之
17	中	野	淑	文					長	利	秀		則
18	藤	間		聡					田	村			亨
19	坂	本		容					古	谷	惠		一
20	武	田	準	一					七	澤			馨
21	林	川	俊	郎					杉	山	隆		文
22	高	松		泰					福	本			淳
23	(関	條	克	己					新	宮	康		廣
24	一	利	昌	幸					高	松	康		廣
25	長	幡	秀	則					有	村	幹		治
26	木	田	行	宏					羽	二	生		望
	太	田	祐	司									

平成26年度土木学会北海道支部役員改選

()は前任者

支部長・副支部長 任期(26.5～27.4)

支部長 太田 祐司 (株)ドーコン執行役員交通事業本部副本部長

副支部長 岡田 恭一 北海道建設部技監

〃 蟹江 俊仁 北海道大学大学院工学研究院教授

商議員 任期(26.5～28.4)

蔵田 忠廣 清水建設(株)北海道支店副支店長

山岸 保 飛島建設(株)札幌事業部土木部長

西村 哲治 北海道電力(株)土木部土木企画グループリーダー

◎吉田 徹 北海道旅客鉄道(株)工務部工事課副課長

▲太田 祐司 (株)ドーコン執行役員交通事業本部副本部長

熊谷 守晃 日本高圧コンクリート(株)PC事業部 取締役

吉田 幸一 (株)西村組 執行役員専務

◎☆蟹江 俊仁 北海道大学大学院工学研究院教授

石川 達也 北海道大学大学院工学研究院教授

中津川 誠 室蘭工業大学大学院工学研究科くらし環境系領域教授

早川 博 北見工業大学工学部社会環境工学科教授

山崎 真一 北海道開発局建設部河川工事課長

岡田 恭一 北海道建設部技監

坂倉 淑文 札幌市厚別区土木部長

渡邊 修 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部 北海道新幹線建設局次長

川村 和幸 アライ地所株式会社 顧問

商議員 任期(25.5～27.4)

桜井 孝男 鹿島建設(株)北海道支店土木部長

(堀川 明広 鹿島建設(株)北海道支店次長)

市橋 俊夫 大成建設(株)札幌支店営業部部長

岩崎 信治 東日本高速道路(株)北海道支社技術部長

松村 瑞哉 北海道電力(株)石狩湾新港火力発電所建設所次長

◎菅原登志也 (株)ドーコン構造部長

○田村 亨 北海道大学大学院工学研究院教授

清水 康行 北海道大学大学院工学研究院教授

萩原 亨 北海道大学大学院工学研究院教授

木幡 行宏 室蘭工業大学大学院工学研究科教授

佐野 侑房 道南地区コンクリート技術センター長

○山口登美男 北海道開発局建設部長

◎廣川 誠一 北海道開発局建設部道路建設課長

和田 忠幸	北海道開発局事業振興部技術管理課長
(谷村 昌史	北海道開発局事業振興部技術管理課長)
◎山田 宏治	北海道建設部土木局河川砂防課砂防災害担当課長
岸 純太郎	北海道建設部土木局道路課長
(佐野 修	北海道建設部土木局道路課長)
▲高松 康廣	札幌市中央区長
浜本 聡	土木研究所寒地土木研究所寒地水圏研究グループ長
西本 聡	土木研究所寒地土木研究所寒地基礎技術研究グループ長

○印は理事を兼ねる。

☆印は役員候補者選考委員会素案作成部会委員を兼ねる。

◎印は役員候補者選考委員会委員を兼ねる。

監査役 任期(25.5～27.4)
早川 哲也 北海道開発局港湾空港部港湾建設課港湾保安保全推進官

監査役 任期(26.5～28.4)
山田 秀平 (株)大林組札幌支店営業部営業部長

幹事長・副幹事長 任期(26.5～27.4)

幹事長 ▲羽二生 望 (株)ドーコン技術情報部長

副幹事長 南部 泰藏 北海道建設部土木局河川砂防課長

幹事 任期(26.5～28.4)

種綿 順一 大成ロテック(株)北海道支社技術室

谷藤 義弘 東日本高速道路(株)北海道支社技術部技術企画課

渡辺 浩明 北海道電力(株)土木部原子力土木グループ

(高辻 浩徳 北海道電力(株)土木部原子力土木グループ)

柏谷憲一郎 北海道旅客鉄道(株)工務部工事課

木村 一郎 北海道大学大学院工学研究院

石井 一英 北海道大学大学院工学研究院

栗橋 祐介 室蘭工業学大学院工学研究科

木内 伸洋 北海道工業大学空間創造学部都市環境学科

(井田 直人 北海道工業大学空間創造学部都市環境学科)

佐々木康彦 北海学園大学工学部社会環境工学科

舘崎 真司 清水建設(株)北海道支社 土木技術部

渡辺 暁央 苫小牧工業高等専門学校環境都市工学科

山崎 俊夫 函館工業高等専門学校社会基盤工学科

森田 共胤	北海道開発局建設部河川計画課
高橋 建成	北海道建設部まちづくり局都市環境課下水道グループ
(山中 広典	北海道建設部まちづくり局都市計画課)
丸山記美雄	土木研究所寒地土木研究所寒地道路保全チーム
▲高橋 尚人	土木研究所寒地土木研究所寒地交通チーム

幹 事 任期(25.5～27.4)

佐藤 廣直	鹿島建設(株)北海道支店土木部
二階堂直樹	大成建設(株)札幌支店土木営業部
金子 潤一	五洋建設(株)札幌支店営業部
佐藤 誠	(株)ドーコン交通事業本部構造部
西村 公郎	(株)ドーコン交通事業本部交通部
橋本 勝文	北海道大学大学院工学研究院
(猿渡亜由未	北海道大学大学院工学研究院)
山田 朋人	北海道大学大学院工学研究院
▲有村 幹治	室蘭工業大学大学院工学研究科
井上 真澄	北見工業大学工学部社会環境工学科
今 尚之	北海道教育大学教育学部札幌校
上浦 正樹	北海学園大学工学部社会環境工学科
葛西 敏行	北海道開発局建設部道路建設課
(長田 直樹	北海道開発局建設部道路建設課)
斉藤 伸也	北海道建設部土木局河川砂防課
(通岩 公	北海道建設部土木局河川課)
上村 明弘	北海道建設部土木局道路課
(本間 広行	北海道建設部土木局道路課)
茂木 秀則	札幌市役所建設局自転車対策課
染矢 洋	札幌市役所下水道局管路保全課
▲原口 征人	北海道開発技術センター

▲印は100周年記念事業実行メンバー北海道支部担当幹事を兼ねる。

100周年記念事業実行メンバー北海道支部担当幹事 任期(26.5～27.4)

役割分担

土木コレクション

河合 孝治	(株)クロシマシステム設計
岩田 圭佑	土木研究所寒地土木研究所地域景観ユニットチーム
小柳 殻	岩田地崎建設(株)技術管理部

土木カフェ

及川 宏之 (株)ドーコン交通事業部

大井 元輝 北海道開発技術センター

吉田 安範 北海道建設部建設政策局

交流サロン

古谷 温美 室蘭工業大学大学院工学研究科

山田 菊子 東京工業大学大学院理工学研究科

田口 信吾 (株)大林組土木工事部

土木学会北海道支部規程

昭和13年4月23日	制 定
昭和39年4月30日	一部改正
昭和47年4月28日	〃
昭和57年5月21日	〃
昭和62年5月26日	〃
平成9年5月27日	〃
平成11年4月30日	〃
平成23年3月18日	〃
平成23年6月17日	〃
平成24年5月11日	〃

(総則)

第1条 公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）細則（以下「細則」という。）第1条第2項第1号の規定により設ける北海道支部（以下「支部」という。）の運営に関しては、細則第4条の規定により、学会定款（以下「定款」という。）及び細則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事業)

第2条 支部は、細則第2条第1号に規定する範囲において、定款第4条に規定する学会の事業のうち次の事業を分掌する。

- (1) 土木工学に関する調査、研究
- (2) 土木工学の発展に資する国際活動
- (3) 土木工学に関する建議並びに諮問に対する答申
- (4) 土木工学に関する図書、印刷物の刊行
- (5) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施
- (6) 土木工学に関する奨励、援助
- (7) 土木工学、土木事業又は定款第3条に定める学会の目的遂行に関して著しい貢献をしたものの表彰
- (8) 土木工学教育及び土木技術者教育への支援
- (9) 土木に関する啓発及び広報活動
- (10) 土木関係資料の収集・保管・公開
- (11) その他学会の目的を達成するために必要なこと

(支部役員)

第3条 支部に、次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 商議員 35名以内
- (4) 監査役 2名
- (5) 幹事長 1名
- (6) 副幹事長 1名
- (7) 幹事 35名以内

(支部役員を選任)

第4条 支部長については、細則第3条第2項の規定に基づき、細則第13条の規定により支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）のうち個人会員（以下「支部個人会員」という。）

から商議員会が候補者を選出し、支部総会の決議を得て理事会に諮るものとする。

- 2 副支部長は、支部個人会員から支部長が候補者を選出し、支部総会の決議を得て委嘱する。
- 3 商議員及び監査役は、商議員会が候補者を選出し、支部総会の決議を得て支部長が委嘱する。
- 4 幹事長については、細則第3条第3項の規定に基づき、支部個人会員から支部長が選任し、委嘱する。
- 5 副幹事長及び幹事は、支部長が選任し、委嘱する。
- 6 支部個人会員が理事又は役員候補者選考委員となった場合、着任日から商議員となるものとする。

(支部役員の任期)

第5条 支部役員の任期は、原則として次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 支部長 1年
 - (2) 副支部長 1年
 - (3) 商議員 2年 原則として毎年半数交代
 - (4) 監査役 2年 原則として毎年半数交代
 - (5) 幹事長 1年
 - (6) 副幹事長 1年
 - (7) 幹事 2年 原則として毎年半数交代
- 2 支部役員の任期は、支部総会開催の翌日からとする。ただし、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 支部長が欠けたときは、補欠を選任するものとする。この場合、その選任については、第4条第1項の規定を準用するものとする。
 - 4 支部長以外の支部役員が欠けたときは、原則として所属機関から補欠の推薦を受けるものとする。

(支部役員の報酬)

第6条 支部役員は無給とする。

(支部役員の職務)

第7条 支部役員は、次の職務を行う。

- (1) 支部長は、支部を代表し、支部会務を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 商議員は、商議員会を構成し、支部会務について審議する。
- (4) 監査役は、支部の会計を監査し、その結果を商議員会及び支部総会に報告する。
- (5) 幹事長は、支部長及び副支部長を補佐し、支部会務を処理する。
- (6) 副幹事長は、幹事長を補佐し、必要に応じて幹事長の職務を代行する。
- (7) 幹事は、幹事長及び副幹事長とともに支部幹事会を構成し、幹事長及び副幹事長を補佐して支部会務を執行する。

(支部総会)

- 第8条 支部長は、毎事業年度終了後定時総会前に支部総会を開催し、また、必要に応じて臨時支部総会を開催する。
- 2 支部総会は、支部会員のうち正会員（以下「支部正会員」という。）すべてをもって構成し、議長は、支部長がこれに当たる。
 - 3 支部総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 支部の事業報告及び決算報告
 - (2) 支部の規程等の制定及び改正

- (3) 支部長候補者
- (4) 副支部長、商議員及び監査役の選任
- (5) その他、支部運営に関する重要事項

4 支部総会は、支部正会員の20分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。

(商議員会)

第9条 商議員会は、支部長、副支部長及びすべての商議員をもって構成し、議長は支部長がこれに当たる。

- 2 商議員会は、原則として年2回以上開催することとし、支部長が招集する。
- 3 商議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 支部の事業計画及び予算
 - (2) 支部長候補者の選出
 - (3) その他、支部総会の権限に属するものを除く、支部運営に関する基本的事項
- 4 商議員会は、全商議員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。

(支部幹事会)

第10条 支部幹事会は、幹事長、副幹事長及びすべての幹事をもって構成し、議長は幹事長がこれに当たる。

- 2 支部幹事会は、原則として年2回以上開催するものとし、幹事長が招集する。
- 3 支部幹事会は、商議員会で決議された事業計画及び予算に基づき、支部会務を執行する。

(支部委員会)

第11条 支部長は、第2条の事業を行うため、必要があるときは、支部委員会を設けることができる。

(職場班)

第12条 支部と支部会員との連携を深め、支部運営を円滑にするため、細則第6条の規定により、支部に職場班を置くことができる。

- 2 職場班を置いた場合、細則第6条第2項の規定により報告するものとする。

(分会)

第13条 地域毎の支部会員の情報伝達を促進し、支部運営の効果を向上させるために、細則第5条の規定により、支部に分会を置くことができる。

- 2 分会は、分会の組織、運営等に関する基本的な事項を定める分会規約等を、支部商議員会の承認を得て制定するものとする。

(支部賛助会員)

第14条 支部の事業を円滑に運営するため、細則第18条第4項の規定により、支部に賛助会費を納入するものを支部賛助会員とすることができる。

- 2 支部賛助会員は、支部主催の各種行事に参加することができる。

(支部会計)

第15条 支部の経費は、交付金、行事参加費、広告費、賛助会費、その他をあてる。

- 2 支部の事業計画及び予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、支部長が作成し、商議員会の承認を得た上、速やかに定款第13条第2項第1号の規定による会長等に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 3 支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、支部長が作成し、監査役の監査を受けた上で、商議員会の承認を得て、定時支部総会において、事業報告についてはその内容を報告し、決算については承認を受けなければならない。

- 4 支部長は、前項の規定により報告し又は承認された事業報告及び決算を速やかに会長等に報告しなければならない。

(支部事務局及び職員)

第16条 支部会務を執行するため、細則第7条の規定により支部に事務局を設け、支部事務局長1名を含む有給の職員を置く。

- 2 前項の規定による支部事務局長については、細則第57条の規定により、着任にあたり理事会の承認を得るものとする。

(規程の改正等)

第17条 この規程は、支部総会の承認を経て、細則第4条の規定により理事会の承認を得て改正することができる。

- 2 支部の会計、資金等に係る規程類については、細則第4条第2号の規定により、理事会の承認を得て制定・改正することができる。
- 3 前項に規定するもののほか、この規程の施行に必要な支部の規程類については、各々支部幹事会が定める機関の承認を得て制定することができる。

附 則 この規程は昭和62年5月26日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日 理事会議決) この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成23年6月17日 理事会議決) この変更規程は平成23年年6月17日から施行する。

附 則 (平成24年5月11日 理事会議決) この変更規程は平成24年年5月11日から施行する。

土木学会北海道支部内規

(昭和51年6月25日 1部改定)
(昭和57年3月15日 1部改定)
(昭和61年4月23日 1部改定)
(昭和62年5月26日 1部改定)
(平成8年7月22日 1部改定)
(平成10年4月28日 1部改定)
(平成11年4月30日 1部改定)
(平成21年4月24日 1部改定)
(平成23年4月1日 1部改正)

第1条 商議員および幹事の定数はつぎのとおりとする。

商 議 員 35名以内 幹 事 35名以内

第2条 本部役員候補者選考委員会委員は、商議員会が商議員の中から選考する。

第3条 任期中の役員移動後、その補充は原則としてその役員の所属する機関内から支部長が委嘱する。

第4条 規程第11条による運営委員会は、理事・本部役員候補者選考委員会委員・商議員および幹事長によって構成する。

2. 運営委員会の構成人員は、6名ないし7名とし支部長が委嘱する。

3. 運営委員会は、支部事務局の運営に関する重要な問題について支部長の諮問に応える。

第5条 土木工学に関する優秀な論文を発表した者に対して、別に定める奨励賞授与規定および優秀学生講演賞授与規定により奨励賞、優秀学生講演賞を授与することができる。

2. 土木技術の進展に顕著な貢献をなしたと認められた技術(技術、業績、工法、構造物等)に対して、別に定める技術賞授与規定により技術賞を授与することができる。

3. 長年にわたり土木学会北海道支部並びに北海道の土木技術の発展に顕著な貢献をした者に対して、別に定める功労賞授与規定により功労賞を授与することができる。

4. 土木技術や土木構造物を通じて地域や北海道の発展に貢献したと認められる団体等に、別に定める地域活動賞選考委員会規程により地域活動賞を授与することができる。

第6条 事務局職員の給与は、給与規則による。

第7条 支部賛助会員の年額は、1万5千円以上とする。

2. 同会員の社内従業員は、支部主催の各種行事に参加できる。

第8条 支部通常総会の開催期日の決定にあたっては、本部総会期日と重複しないようにするものとする。

第9条 事務局の運営について幹事長は、地盤工学会北海道支部及び北海道土木技術会と年度当初或いは必要の都度協議を行うものとする。

附 則 この変更内規は土木学会北海道支部規程改正の日(平成23年4月1日)から施行する。

土木学会北海道支部 災害緊急対応規則

(総則)

第1条 この規則は、北海道地域において重大なる災害（以下、重大災害 という）が発生した場合の土木学会北海道支部の緊急対応に関する事項を定めるものである。

(組織)

第2条 支部長は、不時の災害発生に備えて支部規程第11条の規程に基づき「災害緊急対応委員会」（以下、委員会という）を設置しなければならない。

2. 委員会の構成は、次の通りとする。
 - (1) 委員長(支部長兼務)
 - (2) 副委員長
 - (3) 委員(数名)
3. 委員は、北海道支部会員の中から支部長が指名し委嘱する。
4. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
5. 委員会は委員長が招集する。
6. 委員長に事故があった場合または委員長としての職務の執行が極めて困難な場合には、副委員長がその職務を代行する。

(災害緊急対応委員会の職務)

第3条 委員会は次の職務を行う。

1. 重大災害発生時における災害緊急調査団（以下、調査団という）派遣等の緊急対応に関する事項の決定。
2. 重大災害の発生に備えて事前に調査団員候補者リストを作成する。
3. 調査団長及び調査員の委嘱並びに調査対象関係機関への調査団受け入れ及び調査に対する協力の要請を行う。
4. 前項に規程する調査団長及び調査員の委嘱は、規則第5条1項に規程する要請をもって委嘱とみなす。
5. その他、委員長が必要と認めた事項

(災害緊急調査団派遣の決定)

第4条 委員会は、重大災害発生後、直ちに調査団を派遣すべきか否かを決定する。ただし、緊急性が高い場合には、委員会委員の発議により委員長が派遣を決定できるものとする。この場合には事前若しくは事後に可及的速やかに委員会の承認を得なければならない。

(調査団の構成及び結成)

- 第5条 委員会は、第3条第2項に基づき事前に作成された調査団員候補者リストの中から団長を選任し、調査団長就任を要請する。委員会は、調査団長と連絡を密に取りながら調査員候補者リストの中から調査団員を選任し、調査団への参加を要請する。
2. 前項の記載にかかわらず、調査団長が必要と認める場合には委員会と協議の上、調査員候補者以外にも災害発生地に関連する支部会員等を調査員に指名出来るものとする。

(調査団の派遣期間)

- 第6条 調査団の派遣期間は原則として5日以内とする。
- ただし、災害規模や学術的資料収集上、調査日数の延期が必要と調査団長が判断した場合は、その旨を委員長に具申して承認を得た場合に限り、派遣期間の延長をすることが出来る。

(費用)

- 第7条 調査団の派遣に係わる費用は、原則として土木学会北海道支部緊急災害調査資金から支出する。

附則

1. この規則に記載のないものについては、別に定める災害緊急対応規則内規によるものとする。
2. この規則の改正は、商議委員会の議決を得て、総会の承認を得なければならない。
3. この規則は、平成20年4月24日から実施する。

附則

この変更規則は土木学会北海道支部規程改正の日(平成23年4月1日)から施行する。

土木学会北海道支部選奨土木遺産選考委員会規程

(平成14年4月26日 制定)

(平成22年4月27日 一部改定)

(総 則)

第1条 「土木学会選奨土木遺産選考委員会の構成および運営に関する内規(案)」に基づき、土木学会北海道支部が推薦する選奨土木遺産候補(以下「土木遺産候補」という。)の選考はこの規程による。

(選考の対象)

第2条 土木遺産候補は、北海道内に存する土木構造物の中から選考する。

(選考委員会)

第3条 土木遺産候補を選考するために、土木学会北海道支部選奨土木遺産選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第4条 委員会は10人程度をもって構成する。

第5条 委員は支部所属の会員の中から土木学会北海道支部長(以下「支部長」という。)が委嘱し、その任期は1年とし、再任は妨げない。

第6条 選考委員会の委員長および幹事長は、委員が互選する。委員長は必要に応じて委員兼幹事を指名することができる。

(候補の推挙)

第7条

1. 支部長は、土木学会本部より選奨土木遺産支部推薦の依頼があった場合には、委員会に推薦候補の選考を諮問する。
2. 委員会は選考の諮問を受けた場合には協議、調査等を行い、土木遺産候補の管理者・所有者と調整を図った上、選考理由を付して支部長に答申する。
3. 支部長は、委員会が選考した土木遺産候補を、土木学会選奨土木遺産選考委員会に推薦する。

(附則)

本規程は平成14年4月26日より施行する。

(附則)

この変更規程は平成22年4月28日より施行する。

土木学会北海道支部功労賞授与規定

(平成10年4月 制定)

(総 則)

第 1 条 土木学会北海道支部功労賞（以下「功労賞」という。）の授与はこの規定による。

第 2 条 功労賞は、長年にわたり土木学会北海道支部並びに北海道の土木技術の発展に顕著な貢献をしたと認められるものの中から選ばれる。

(選考委員会)

第 3 条 功労賞を選考するために、土木学会北海道支部功労賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。

2. 選考委員会は委員5人以内をもって構成する。

3. 委員は支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は1年とし、再任は妨げない。

4. 選考委員会の委員長は、委員が互選する。

(賞の決定、表彰の時期・方法)

第 4 条 功労賞は商議員会において決定し、表彰は支部通常総会において賞状および副賞を授与して行う。

土木学会北海道支部奨励賞授与規定

(昭和36年4月 制定)

(昭和36年10月 改定)

(昭和52年12月 改定)

(総 則)

第 1 条 土木学会北海道支部奨励賞（以下「奨励賞」という。）の授与はこの規定による。

(奨励賞の対象)

第 2 条 奨励賞は、支部発行の「論文報告集」に掲載された研究論文および計画、設計、施工、考案等の報告業績で、土木工学に関する学術および技術の進歩発展に寄与すると認められるものの中から選ばれる。

(選考委員会)

第 3 条 奨励賞を選考するために土木学会北海道支部奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。

2. 選考委員会は委員5人以内をもって構成する。

3. 委員は支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は1年とする。

4. 選考委員会の委員長は委員が互選する。

(賞の決定・表彰の時期・方法)

第 4 条 奨励賞は商議員会において決定し、表彰は支部通常総会において賞状および副賞を授与して行う。

土木学会北海道支部優秀学生講演賞授与規定

(平成21年 4 月 制 定)

(平成24年 4 月25日 一部改正)

(総 則)

第 1 条 土木学会北海道支部優秀学生講演賞（以下「優秀学生講演賞」という。）の授与はこの規定による。

(優秀学生講演賞の対象)

第 2 条 優秀学生講演賞は、北海道支部年次技術研究発表会において、土木技術や研究成果等について優れた講演を行ったと認められるものの中から選ばれる。

2. 授賞の対象となる講演者は、支部所属の学生会員とする。

ただし、大学院博士後期課程の学生を除く。

(選考委員会)

第 3 条 優秀学生講演賞を選考するために土木学会北海道支部優秀学生講演賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。

2. 選考委員会は委員 5 人以内をもって構成する。

3. 委員は支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は 1 年とする。

4. 選考委員会の委員長は委員が互選する。

(賞の決定・表彰の時期・方法)

第 4 条 優秀学生講演賞は商議員会において決定し、表彰は卒業までに行なう。

土木学会北海道支部技術賞授与規定

(昭和52年12月 制定)

(総 則)

第 1 条 土木学会北海道支部技術賞（以下「技術賞」という。）の授与についてはこの規定による。

(技術賞の対象)

第 2 条 技術賞は、北海道内において、土木事業の計画、設計、施工等に関し、土木技術の進展に顕著な貢献をなしたと認められるすぐれた技術（技術、業績、工法、構造物等）の中から選ばれる。

(選考委員会)

第 3 条 技術賞を選考するために土木学会北海道支部技術賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。

2. 選考委員会は委員10人程度をもって構成する。

3. 委員は原則として支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は1年とし、再任を妨げない。

4. 選考委員会の委員長は委員が互選する。

(賞の決定、表彰の時期、方法)

第 4 条 技術賞は、商議員会において決定し、表彰は通常総会において賞状および副賞を授与して行う。

この技術賞は、本部の技術賞等と重複して授賞することができる。

土木学会北海道支部技術賞候補募集要項

(候補対象)

北海道内において、土木事業の計画、設計、施工等に関し、土木技術の進展に顕著な貢献をなしたと認められるすぐれた技術（技術、業績、工法、構造物等）。

(受賞候補者)

個人または団体および土木構造物等。

(候補の範囲)

過去2カ年間におおむね終了したもの。

(応募および推薦の方法)

1. 自ら応募する場合

支部の応募用紙に必要事項を記載し、当該年度の2月末日までに支部長宛提出する。

2. 推薦する場合

推薦者は支部の推薦用紙に必要事項を記載し、当該年度の2月末日までに支部長宛提出する。

3. 支部長よりの推薦依頼による場合

支部長は選考委員会の委員にあらかじめ推薦の依頼を行い、委員の推薦によるものを候補に加える。なお、土木学会本部の技術賞、技術開発賞、田中賞などと重複して応募あるいは受賞してもよい。

(審査)

土木学会北海道支部技術賞選考委員会において行う。

毎年3件程度を受賞の対象とする。

(表彰)

当該年度の土木学会北海道支部通常総会において行い、賞状、副賞を贈る。

土木学会北海道支部地域活動賞選考委員会規程
(平成19年10月15日 制定)

(総 則)

第1条 土木学会北海道支部地域活動賞（以下「活動賞」という。）の授与についてはこの規程による。

(活動賞の対象)

第2条 活動賞は、北海道内において、土木技術や土木構造物を通じて地域や北海道の発展に貢献したと認められる団体等の中から選ばれる。

(選考委員会)

第3条 活動賞を選考するために、土木学会北海道支部地域活動賞選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

第4条 委員会は5名以内をもって構成する。

第5条 委員は支部所属の会員の中から土木学会北海道支部長（以下、「支部長」という。）が委嘱し、その任期は1年とし、再任は妨げない。

第6条 選考委員会の委員長は、委員が互選する。

(賞の決定、表彰の時期、方法)

第7条 活動賞は、商議員会において決定し、表彰は支部通常総会において賞状および副賞を授与して行う。

(付則)

本規程は平成19年10月15日より施行する。

土木学会北海道支部地域貢献事業規程

平成22年 3月19日
平成24年 5月11日
平成25年 5月10日

制 定
一部改正
〃

(総則)

第1条 この規程は、土木学会公益増進事業規程第8条の規定に基づき北海道支部（以下「本支部」という。）が実施する地域貢献事業（以下「本事業」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本事業は、地域の活力を確保するため、本支部が地域の課題解決に向け取り組むべき社会基盤整備に係る施策を支える人材の育成及び地域の安全・安心の確保に係る活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 第2条の目的を達成するため、定款第4条に規定する事業の一環として、次の各号に掲げる事業への支援を実施する。

- (1) 定款第4条第1号に規定する事業のうち、緊急災害調査
- (2) 定款第4条第6号に規定する事業のうち、支部表彰
- (3) 定款第4条第9号に規定する事業のうち、土木に関する啓発・広報
- (4) 定款第4条第11号に規定する事業のうち、創立記念事業等を通じた社会貢献

(事業の原資)

第4条 本事業は、別途「土木学会北海道支部地域貢献事業に係る資金に関する規則」に定める「北海道支部地域貢献資金」を原資として行う。

(運営)

第5条 本事業の運営の方法等については、別途「土木学会北海道支部地域貢献事業に係る運営に関する規則」で定める。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則(平成22年 3月19日 理事会議決) この規程は、平成22年 3月19日から施行する。

附則(平成24年 5月11日 理事会議決) この変更規程は、平成24年 5月11日から施行する。

附則(平成25年 5月10日 理事会議決) この変更規程は、平成25年 5月10日から施行する。

土木学会北海道支部地域貢献事業に係る資金に関する規則

平成22年 3月19日
平成24年 5月11日
平成25年 5月10日

制 定
一部改正
〃

(目的)

第1条 この規則は、土木学会北海道支部地域貢献事業規程（以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、地域貢献資金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(組成)

第2条 地域貢献資金は、次の各号に掲げる資金から成るものとする。

- (1) 緊急災害調査資金（以下「災害調査資金」という。）
- (2) 支部表彰資金
- (3) 土木啓発広報資金（以下「啓発広報資金」という。）
- (4) 創立記念事業等による社会貢献資金（以下「社会貢献資金」という。）

(使途)

第3条 地域貢献資金の使途は、次の各号に示す事業への支援に限定する。

- (1) 災害調査資金 規程第3条第1号に規定する事業
- (2) 支部表彰資金 規程第3条第2号に規定する事業
- (3) 啓発広報資金 規程第3条第3号に規定する事業
- (4) 社会貢献資金 規程第3条第4号に規定する事業

(構成)

第4条 地域貢献資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 第2条に規定する資金として寄附された財産
- (2) 第2条各号に規定するいずれかの資金とすることを指定して寄附された財産
- (3) 土木ボランティア寄附（doboku Voluntary donor）として受け入れた財産
- (4) 理事会において第2条各号に規定する資金に繰り入れることを議決した財産

(活用)

第5条 地域貢献資金は、各々次の2つに分類して活用する。

- (1) 果実利用資金：第4条第4号に規定する財産をもって構成し、運用益を活用する資金

- (2) 普通資金：第4条第1号から第3号に規定する財産を取り崩して活用する資金

2 普通資金は、次の3つに分類して活用する。

- (1) 一般型資金：原則として第4条第1号及び第4号に規定する財産をもって構成する資金

- (2) 特別型資金：原則として第4条第3号に規定する財産をもって構成する資金

- (3) 指定型資金：原則として第4条第2号及び第4号に規定する財産をもって構成する資金

3 前項の規定にかかわらず、第4条第2号の財産については、その20%を一般型資金とする。ただし、寄附にあたり一般型資金減免についての理由書（様式任意）が提出さ

れ、理事会がそれを承認した場合は、一般型資金を10%に減免することができる。

(管理運用)

第6条 地域貢献資金は特定資産とし、地域貢献資金のうち第4条第4号の財産は元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で管理する。

(充当)

第7条 第5条第1項の規定による果実利用資金については、運用益をもって事業の実施に充当するものとし、元本は原則として取り崩さない。

2 第5条第1項の規定による普通資金については、計画的な取り崩しおよび運用益により事業の実施に充当するものとする。

3 前項の取り崩し額および運用益の額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第8条 第5条第1項の規定による果実利用資金については、事業の実施上やむを得ない事由により、資金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

2 第5条第1項の規定による普通資金については、事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて資金および運用益の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成22年3月19日 理事会議決) この内規は、平成22年3月19日から施行する。

附則 (平成24年5月11日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成24年5月11日から施行する。

附則 (平成25年5月10日 理事会議決) この変更規則は、平成25年5月10日から施行する。

土木学会北海道支部地域貢献事業に係る運営に関する規則

平成22年 3月19日 制 定
平成24年 5月11日 一部改正
平成25年 5月10日 //

(総則)

第1条 この規則は、土木学会北海道支部（以下「支部」という。）地域貢献事業規程（以下「規程」という。）第5条に基づき、規程第1条で規定する地域貢献事業の細目について定める。

(地域貢献事業の種別)

第2条 地域貢献事業は、次の3種類を実施する。

- (1) 一般型助成事業：土木学会北海道支部地域貢献事業に係る資金に関する規則で定める地域貢献資金のうち果実利用資金の果実及び一般型資金による規程第3条に定める活動への助成。
- (2) 特別型助成事業：地域貢献資金のうち特別型資金による規程第3条に定める活動への助成。
- (3) 指定型助成事業：地域貢献資金のうち指定型資金による規程第3条に定める活動への助成。

(寄附の公募)

第3条 地域貢献事業への寄附については、支部広報刊行物及び支部ホームページにより公募する。

(寄附申込時期)

第4条 地域貢献事業への寄附の申し込みは、随時受け付ける。

(寄附申込手続)

第5条 地域貢献事業への寄附をしようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、次の各号により申込書を作成し、支部長に提出するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に定める一般型助成事業を対象とする場合は、様式-1を用いる。
- (2) 第2条第1項第2号に定める特別型助成事業を対象とする場合は、様式-2及び別途定める寄附金申込書を用いる。
- (3) 第2条第1項第3号に定める指定型助成事業を対象とする場合は、様式-3を用いる。

(寄附金受入の審査・決定及び通知)

第6条 寄附金受入の可否は、支部幹事会（以下「幹事会」という。）で審査の上、理事会が決定するものとする。

- 2 支部長は、第1項の結果をすみやかに寄附申込者に通知する。
- 3 第1項の審査・決定は、原則として申し込みがあった払込予定日より前に行う。
- 4 支部事務局は、払込を確認後すみやかに、寄附申込者に領収書を発行する。

5 支部事務局は、寄附申込者から申し出があった場合、申込書の受領書を発行する。

(緊急災害調査)

第7条 幹事会は、規程第3条第1号の支援として、「北海道支部災害緊急対応規則」に定める重大災害発生時における災害緊急調査団の派遣への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(支部表彰)

第8条 幹事会は、規程第3条第2号の支援として、支部が実施する表彰のうち、「北海道支部功労賞授与規定」、「北海道支部優秀学生講演賞授与規定」、「北海道支部奨励賞授与規定」、「北海道支部技術賞授与規定」および「北海道支部地域活動賞選考委員会規程」に定める賞状および副賞の授与への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(啓発・広報)

第9条 幹事会は、規程第3条第3号の支援として、支部が実施する土木に関する啓発・広報事業への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(社会貢献)

第10条 幹事会は、規程第3条第4号の支援として、支部が実施する創立記念事業等による社会貢献事業への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(規則の変更)

第11条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成22年3月19日 理事会議決) この内規は、平成22年3月19日から施行する。

附則 (平成24年5月11日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成24年5月11日から施行する。

附則 (平成25年5月10日 理事会議決) この変更規則は、平成25年5月10日から施行する。

(様式－1)

「土木学会北海道支部地域貢献資金」(一般型資金)寄附申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会 北海道支部

支部長 殿

土木学会北海道支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予 定
---------	---	----	------------------

氏名 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____ () _____

F A X _____ () _____

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座0000000 公益社団法人 土木学会
北海道支部

(様式－２)

「土木学会北海道支部地域貢献資金」(特別型資金)寄附申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会 北海道支部

支部長 殿

土木学会北海道支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予 定
---------	---	----	------------------

氏名 印

住所 〒

電話番号 ()

F A X ()

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座0000000 公益社団法人 土木学会
北海道支部

(様式－3)

「土木学会北海道支部地域貢献資金」(指定型資金) 寄附申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 土木学会 北海道支部

支部長 殿

土木学会北海道支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予 定
---------	---	----	------------------

なお、この寄附金は〔 〕^{注1)} が行う〕^{注1)}
活動^{注2)}
行事 ()^{注2)}
の助成に活用して頂くようお願い申し上げます。

氏名 _____ 印

住所 〒 _____

電話番号 _____ () _____

F A X _____ () _____

注1) 〔 〕内に記載しない場合〔 〕全体に線を引いて抹消して下さい。

注2) いずれか一方を残し、他方は線を引いて抹消して下さい。

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座00000 公益社団法人 土木学会
北海道支部

土木学会北海道支部賛助会制度

(趣 旨)

土木学会北海道支部は、土木工学の進歩と建設事業の発展を図ることを目的とする土木技術者の団体である。

この目的を北海道において実現するため、支部活動の発展を期し、つぎにより支部賛助会制度を設ける。

(会 員)

1. 北海道支部賛助会員とは、支部事業増進の目的に賛同し、第3項に定める会費を納めた個人または団体をいう。
2. 北海道支部賛助会員は、支部における各種の行事に参加でき、支部刊行の技術関係資料を無償で配布される。

(会 費)

3. 北海道支部賛助会員は、年額1万5千円以上の会費を支部に納めるものとする。
4. 北海道支部賛助会員の会費経理は、すべて支部会計で処理する。

土木学会北海道支部賛助会員名簿

平成 27 年 4 月 1 日現在

あ	新日鐵住金(株) 北海道支店 新日鐵住金(株) 室蘭製鉄所	藤 建設 (株) 不動テトラ(株) 北海道支店
葵 建設 (株) 一般社団法人旭川建設業協会	た	ほ
荒 井 建設 (株) (株)安藤・間 札幌支店	大成建設(株) 札幌支店 大成ロテック(株) 北海道支社 大北土建工業(株) (株)竹中土木 北海道支店 (株) 田 中 組	北海道軌道施設工業(株) 北海道石灰化工(株) 一般社団法人 北海道建設業協会 北海道建設業信用保証(株) 北海道コンクリート工業(株)
い	て	北 開 工 営 (株) 北 興 工 業 (株) 堀松建設工業(株)
(株)イーエス総合研究所 五十嵐建設(株) (株) 生 駒 組 勇 建設 (株) 伊藤組土建(株) 岩 倉 建設 (株) (株) 岩 崎 岩田地崎建設(株)	と	ま
お	東急建設(株) 札幌支店 (株)ド ー コ ン 戸田建設(株) 札幌支店 ドーピー建設工業(株) 飛島建設(株) 札幌支店 (株) 富 田 組	丸 駒 シ ビ ル サ ー ビ ス (株) 丸彦渡辺建設(株)
小樽建設協会 帯広建設業協会	な	み
か	(株) 中 山 組	水元建設(株) 三井住友建設(株) 北海道支店 宮坂建設工業(株)
鹿島建設(株) 北海道支店 鹿島道路(株) 北海道支店	に	む
き	西松建設(株) 札幌支店 (株) 西 村 組 日鐵住金セメント(株) 日特建設(株) 札幌支店 日本高圧コンクリート(株) 日本道路(株) 北海道支店	村 井 建設 (株)
北日本港湾コンサルタント(株) 北見土木技術協会 (株) 共 成 建設 共和コンクリート工業(株) (株)近代設計 札幌支社	の	め
く	(株)農土コンサル	明治コンサルタント(株)
草 野 作 工 (株) (株)釧路製作所 (株)熊谷組 北海道支店	は	も
こ	パシフィックコンサルタンツ(株) 北海道支社 (株) 早 坂 組 ハラダ工業(株)	(株) 盛 永 組
五洋建設(株) 札幌支店	ひ	や
さ	(株)ピー・エス三菱 札幌支店 菱 中 建設 (株) (株)廣野組 札幌支店	山 本 建設 (株)
札 建 工 業 (株) 三 協 建設 (株)	ふ	
し	不 二 建設 (株)	
(株)ジオテック 清水建設(株) 北海道支店 白 崎 建設 (株) (株)シン技術コンサル 新太平洋建設(株)		合計 81 団体

土木学会正会員（法人）および特別会員名簿（北海道支部所属）

特級 B 北海道電力(株)	1 級 D 五洋建設(株)札幌支店	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部 岩見沢河川事務所
1 級 B 荒井建設(株)	1 級 D 齊藤建設(株)	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部
1 級 B 岩田地崎建設(株)	1 級 D (株)サッポロ エンジニアーズ	1 級 D 北海道開発局 江別河川事務所
1 級 B (株)ドーコン	1 級 D (株)シー・イー・サービス	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部
1 級 B (株)中山組	1 級 D 北海道旅客鉄道(株)	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部 千歳川河川事務所
1 級 C 勇建設(株)	1 級 D 新太平洋建設(株)	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部
1 級 C 伊藤組土建(株)	1 級 D (株)ズコーシャ	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部
1 級 C (株)大林組札幌支店	1 級 D (株)砂子組	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部
1 級 C 鹿島建設(株)北海道支店	1 級 D (株)データベース道東支社	1 級 D 北海道開発局 滝川河川事務所
1 級 C (株)草別組	1 級 D 西江建設(株)	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部
1 級 C こぶし建設(株)	1 級 D 日本高圧コンクリート(株)	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部 豊平川ダム 統合管理事務所
1 級 C 札建工業(株)	1 級 D (株)ネクスコ・エンジ ニアリング北海道	1 級 D 北海道開発局 小樽開発建設部
1 級 C 清水建設(株)北海道支店	1 級 D (株)農土コンサル 北海道支社	1 級 D 北海道開発局 小樽開発建設部
1 級 C 大成建設(株)札幌支店	1 級 D 東日本高速道路(株) 北海道支社	1 級 D 北海道開発局 小樽開発建設部 小樽道路事務所
1 級 C (株)田中組	1 級 D 北海道開発局	1 級 D 北海道開発局 小樽開発建設部
1 級 C 日鉄住金セメント(株)	1 級 D 北海道開発局	1 級 D 北海道開発局 小樽開発建設部 小樽道路事務所
1 級 C 村井建設(株)	1 級 D 旭川開発建設部	1 級 D 北海道開発局 小樽開発建設部
1 級 C (株)山田組	1 級 D 旭川河川事務所	1 級 D 北海道開発局 小樽開発建設部 岩内道路事務所
1 級 D 會澤高圧コンクリート(株)	1 級 D 北海道開発局	1 級 D 北海道開発局 小樽開発建設部
1 級 D (株)アルファ水工 コンサルタンツ	1 級 D 旭川開発建設部 旭川道路事務所	1 級 D 北海道開発局 小樽開発建設部 小樽港湾事務所
1 級 D (株)イーエス総合研究所	1 級 D 北海道開発局	1 級 D 北海道開発局 帯広開発建設部
1 級 D (株)イズム・グリーン	1 級 D 旭川開発建設部 士別道路事務所	1 級 D 北海道開発局 帯広開発建設部
1 級 D 岩倉建設(株)	1 級 D 北海道開発局	1 級 D 北海道開発局 帯広河川事務所
1 級 D (株)開発工営社	1 級 D 網走開発建設部	1 級 D 北海道開発局 帯広開発建設部
1 級 D (一社)寒地港湾技術 研究センター	1 級 D 北海道開発局	1 級 D 北海道開発局 帯広開発建設部 帯広道路事務所
1 級 D 岸本産業(株)	1 級 D 網走開発建設部 網走道路事務所	1 級 D 北海道開発局 釧路開発建設部
1 級 D 北日本港湾 コンサルタント(株)	1 級 D 北海道開発局	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部
1 級 D 共和コンクリート 工業(株)技術研究所	1 級 D 網走開発建設部 遠軽道路事務所	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部
1 級 D 草野作工(株)	1 級 D 北海道開発局	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部
1 級 D (株)釧路製作所	1 級 D 網走開発建設部 北見河川事務所	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部
1 級 D (株)建設技術研究所 北海道支社	1 級 D 北海道開発局	1 級 D 北海道開発局 札幌開発建設部 札幌道路事務所
1 級 D (株)構研エンジニアリング	1 級 D 網走開発建設部 北見道路事務所	

1 級D	北海道開発局 札幌開発建設部 岩見沢道路事務所	北海道道路管理 技術センター
1 級D	北海道開発局 札幌開発建設部 滝川道路事務所	1 級D 北海道立総合研究機構 水産研究本部
1 級D	北海道開発局 札幌開発建設部 深川道路事務所	1 級D 北興工業(株)
1 級D	北海道開発局 函館開発建設部	1 級D 北電興業(株)
1 級D	北海道開発局 室蘭開発建設部	1 級D 北電総合設計(株)
1 級D	北海道開発局 室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所	1 級D 北土建設(株)
1 級D	北海道開発局 室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	1 級D 堀松建設工業(株)
1 級D	北海道開発局 室蘭開発建設部 苫小牧港湾事務所	1 級D 丸彦渡辺建設(株)
1 級D	北海道開発局 室蘭開発建設部 室蘭道路事務所	1 級D 宮坂建設工業(株)
1 級D	北海道開発局 室蘭開発建設部 浦河道路事務所	1 級D 理研興業(株)
1 級D	北海道開発局 留萌開発建設部	1 級D (株)ルーラルエンジニア
1 級D	北海道開発局 稚内開発建設部	1 級D 和光技研(株)
1 級D	北海道開発局 稚内開発建設部 稚内道路事務所	1 級D (株)開発調査研究所
1 級D	北開工営(株)	1 級D 道路工業(株)
1 級D	(株)北開水工 コンサルタント	1 級D (株)ネクスコ・メンテ ナンス北海道
1 級D	一般社団法人 北海道開発技術センター	
1 級D	一般財団法人 北海道河川財団	2 級 北見工業大学 附属図書館
1 級D	北海道軌道施設工業(株)	2 級 北海学園大学 附属図書館
1 級D	(株)北海道技術 コンサルタント	2 級 北海道大学 附属図書室
1 級D	北海道ジェイアール・ コンサルタンツ	
1 級D	北海道道路 エンジニアリング(株)	
1 級D	一般財団法人	

合計 110 団体
(平成 26 年 12 月 1 現在)